

第3次佐賀市文化振興基本計画



令和3年3月
佐賀市



第3次文化都市計画

令和3年3月

佐賀市

はじめに

本市では、文化施策を総合的に展開するための指針となる「第2次佐賀市文化振興基本計画」を平成28年度に策定し、さまざまな施策を進めてきました。

文化は、人々の営みの中から生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、そこに暮らす人々の特性を表すものです。その文化の振興は、豊かな人間性を涵養し、まちの新たな魅力の創出にもつながるものです。

現代は、人口減少や少子・高齢化の進行、グローバル化の進展、気候変動に伴う大規模な自然災害の発生など多くの課題を抱えた時代です。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちのこれまでの生活様式を大きく変えるものとなっており、文化のあり方やその役割までも見つめ直す契機となりました。

このたび、このような社会情勢の変化に対応し、文化振興に取り組むために、本市の新たな文化施策の方向性を示す「第3次佐賀市文化振興基本計画」を策定しました。「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を基本理念として掲げ、本市のさらなる文化の伸展をめざしてまいります。

今後も、市民の皆様と連携・協働して、文化を通じた人づくりや個性あふれる文化のまちづくりを進めることで、佐賀の文化にさらなる磨きをかけ、次世代を担う子どもたちの財産として伝えてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、市民の皆様や佐賀市文化振興基本計画策定委員会の委員の皆様から、多くのご意見やご助言をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

2021年（令和3年）3月 佐賀市長 秀島 敏行



目次／ contents

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画が対象とする文化の範囲	4
第3節 計画の位置づけ・性格	5
第4節 計画の期間	6
第2章 佐賀市の現状と課題	7
第1節 佐賀市の概況	8
第2節 文化振興の現状と課題	11
第3節 基礎調査結果からみる文化振興の状況	26
第4節 課題のまとめ	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 計画の基本理念	40
第2節 計画の基本方針	41
第3節 計画の構成	42
第4章 文化振興の取組	43
第1節 文化を通じた人づくり【基本目標1】	44
第2節 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり【基本目標2】	47
第3節 文化財の保存と活用による地域づくり【基本目標3】	49
第4節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり【基本目標4】	51
第5章 重点事業	55
第1節 重点事業の位置づけ	56
第2節 重点事業の内容	56
第6章 計画の推進に向けて	59
第1節 計画の推進体制	60
第2節 数値目標の設定	62
資料編	63

第 1 章 計画策定にあたって

- ◆第 1 節 計画策定の趣旨
- ◆第 2 節 計画が対象とする文化の範囲
- ◆第 3 節 計画の位置づけ・性格
- ◆第 4 節 計画の期間



■国指定重要文化財 佐賀城鯨の門及び続櫓

第1節 計画策定の趣旨

1 文化振興の意義

文化は、人々の営みの中から生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域の、また、そこに暮らす人々の特性をあらわすものです。しかし、都市化や情報化社会が進行する中で、地域文化は次第に薄らいできました。

こうした状況は、近年、多くの地域で豊かな心を育む教育や魅力あるまちづくりに取り組む中で、文化を重要視するようになってきたことで変わりつつあり、地域文化の価値が再認識されています。

本市では、以下の二つの視点から、文化の振興に取り組むこととします。

(1)「人づくり」の視点

文化の振興は、人々の感性や創造力、表現力を養い、多様性を受け入れることができる心豊かな人間性の形成につながります。また、核家族化や急激な都市化により、血縁や地縁が希薄化しつつある社会の中で、心のつながりを相互に理解し、人々の絆やコミュニケーション能力を高めるものでもあります。さらに、文化には、年齢や性別、人種、身体能力など、多様な場における差別や障壁を乗り越える力を見出すことができます。

(2)「まちづくり」の視点

全国の自治体がそれぞれのまちらしさを積極的にアピールする中で、個性あふれる文化のまちは、人を惹きつける魅力のひとつといえます。地域に脈々と受け継がれた有形・無形の歴史文化資源を守り、その資源を活かすことで新たなまちの魅力が生み出されます。

また、文化を振興することで創出される産業から、まちの活性化や雇用の確保にもつながります。

2 計画策定の背景

本市は、北に脊振山地を擁し、南は有明海に臨み、嘉瀬川・筑後川と有明海の営力で拓けたところに立地しています。この恵まれた地理的環境を舞台に、原始、古代、中・近世、近・現代と時代の流れとともに各時代にわたり特色のある文化を育み、順調に発展してきました。

また、海外からもたらされる文化をいち早く享受し、わが国の文化形成に大きな影響を与えました。

このような風土で培われた文化は、連綿として今も息づき、未来への継承・展開が期待されています。

わが国における社会・経済情勢は、少子高齢化の進行と人口の減少、グローバル化や高度情報化の進展など社会全体が大きく変化してきています。加えて、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震、近年の豪雨災害は、社会のあり方や人の絆、地域のつながりを見つめなおす契機になりました。

また、世界中で拡大している新型コロナウイルス感染症は、これまでの私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっています。このような状況下において、社会情勢の変化等に注視し続けながら、文化の振興に取り組むことが求められています。

本来、文化は豊かな人間性を涵養し、感性と創造力を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。

そこで涵養された豊かな人間性は、他者と共感し合う心を通じて意思の疎通を密なものとし、人間の相互理解を促進させ、ひいては国際協力の円滑化の基盤になるとともに、そこで育まれた感性と創造力は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとも言われています。

このようなことから、佐賀特有の「風土」に更なる磨きをかけ、他のまちにない魅力を発揮していくとともに、成熟社会における成長の源泉としての感性や創造力を育み、豊かな人間性を涵養するための文化を振興させ、次世代を担う子どもたちの財産として伝えていかなければなりません。

本市では、平成24年3月に策定した第1次佐賀市文化振興基本計画を踏まえ、平成29年3月に第2次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和2年度は第2次計画の最終年度となることから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに上位計画との整合性を図りながら、引き続き文化施策を推進するための指針として、第3次佐賀市文化振興基本計画を策定するものです。

第2節 計画が対象とする文化の範囲

文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味するとされています。

本計画で取り上げる「文化の範囲」は、文化の中核を成す文化財、伝統文化、芸術、芸能、生活文化、国民娯楽など下表に示したものとし、「文化芸術基本法」に例示されているものを参考とします。

＜本計画における文化の範囲＞

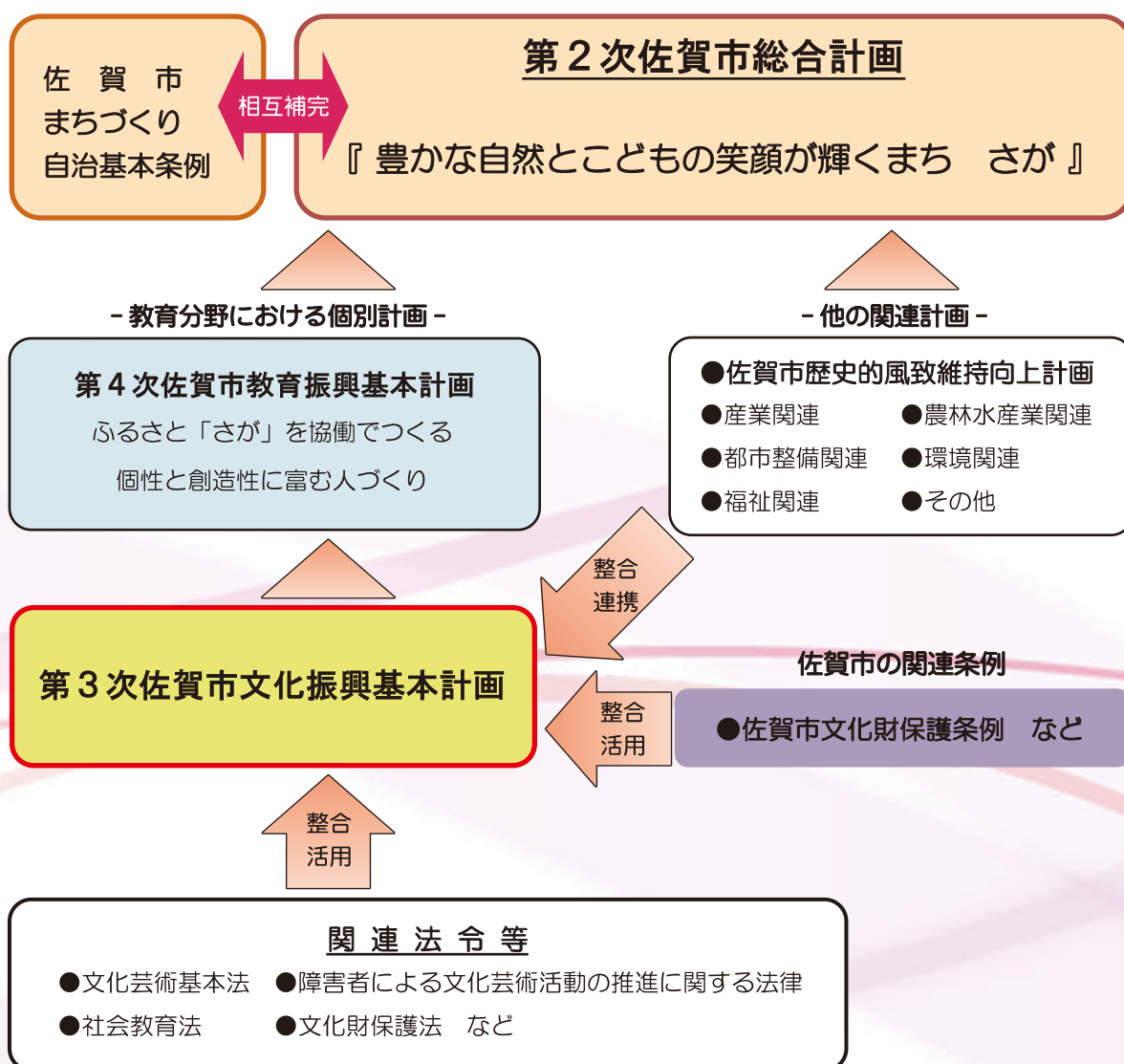
文化財等	有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、建造物、伝統的建造物群、埋蔵文化財、保存技術
地域における伝統文化	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
芸術	文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊などの芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、雅楽、文楽、歌舞伎、組踊などのわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋などの国民的娯楽、出版物、レコードなど

第3節 計画の位置づけ・性格

本計画は、第2次佐賀市総合計画及び第4次佐賀市教育振興基本計画において「未来につなげる文化の振興」と示されている施策を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、文化芸術基本法第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づく計画として位置づけています。

＜本計画の位置づけ＞



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、第2次佐賀市総合計画及び第4次佐賀市教育振興基本計画の策定状況や文化を取り巻く社会情勢の変化に沿って、必要に応じて見直していきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第2次佐賀市総合計画 (H27～R6)				中間年度 見直し										
第4次佐賀市教育振興基本計画														
第3次佐賀市文化振興 基本計画				第1次			第2次			第3次				
佐賀市歴史的風致維持向上 計画（H24～R3）														
文化芸術推進基本計画 （第1期）														

第2章 佐賀市の現状と課題

- ◆第1節 佐賀市の概況
- ◆第2節 文化振興の現状と課題
- ◆第3節 基礎調査結果からみる文化振興の状況
- ◆第4節 課題のまとめ



■佐賀県指定天然記念物 佐賀城址の楠（群）

第1節 佐賀市の概況

(1) 位置、地勢、面積

本市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は神崎市、西は小城市、北西部では唐津市と接しています。また、北端部では福岡市と接しており、県庁所在地同士が隣接しています。市域の北半分は脊振山地に含まれ、標高の高い地形となっています。これに対し長崎自動車道付近を境にして南部の地域は平野となっています。この平野は佐賀平野と呼ばれる沖積平野です。

平野の中央部を南流するのが、脊振山系に源を発する嘉瀬川です。東部には、九州最大の河川である筑後川が流れ自然環境に恵まれた地域です。

交通は、奈良時代、大宰府から肥前国庁までの「官道」が建設されましたが、その後、まちの繁栄が中部域に移り、佐賀城下町建設と相まって長崎街道が整備されました。また、佐賀は低平地のため、水路網が発達しており、それらを利用した水運が活発に

なりました。現代の道路網としては、北部山麓を東西に長崎自動車道が走り、平野部を走る国道34号線も拡張・整備され、広域的道路網が形成されています。そして、熊本・大牟田方面を結ぶ有明海沿岸道路の建設が進められています。これに九州佐賀国際空港やJR佐賀駅が加わり、広域的な移動が可能となっています。

佐賀市の総面積は、431.84平方キロメートルで、南北約38キロメートル、東西約22キロメートルの南北に長い市域となっており、佐賀県の面積の約18パーセントを占めています。県庁所在地ではありますが、農地や山林が多く、また有明海にも面しており、第一次産業が盛んな土地柄となっています。



(2) 歴史、沿革

「さが」という地名の由来については、「肥前国風土記」に二つの伝承が記述されています。一つは、日本武尊が今の佐賀を訪れた時、楠が大きく茂っている様子を見て「この国は『^{さか}栄の国』と呼ぶがよからう」といったことから、「^{さかのこおり}栄郡」と呼ばれ、後に「^{さかのこおり}佐嘉郡」と呼ぶようになったとするものです。

もう一つは、佐嘉川という川があり、川上に「荒ぶる神」がいて、往来する人の半分は生かし、半分は殺していました。これに困った県主の先祖である大荒田は、占いによって神意を問い、2人の賢女^{さかしめ}の進言によって、荒ぶる神を和らげました。大荒田はこの2人の賢い女性を讃え、この地域を「^{さかしめのこおり}賢女郡」と呼ぶようになり、これが訛って「^{さかのこおり}佐嘉郡」と呼ばれるようになったとするものです。

古代、肥前国を統括する役所である「肥前国庁」は、現在の佐賀市大和町に置かれていました。周辺部では、穀物などを保管していた^{しょうそう}正倉や^{こくし}国司の館跡と想定される大型の掘立柱建物群が発掘調査で確認され、古代官道や^{こくぶんじ}国分寺、^{こくぶにじ}国分尼寺など、この地が古代の政治・文化の中心であったことを示す遺跡も多数存在しています。

戦国時代には、群雄割拠の時代が続きましたが、その中でも龍造寺氏が有力な戦国大名に成長していきました。16世紀末、龍造寺隆信の頃、支配地域は最大となり、五州二島の^{たいしゅ}太守と仰がれるようになりましたが、隆信陣没後、重臣の鍋島氏が台頭し、龍造寺氏の居城である村中城を拡張整備して、佐賀城を造営し、佐賀藩35万7千石の領国経営の拠点としました。

佐賀藩は、幕府の直轄地である長崎を福岡藩と隔年交代で警備していましたが、文化5年（1808）のイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件や天保11年（1840）のアヘン戦争における清国の敗北により、全国的な海防意識を高めることとなりました。

こうした情勢から、長崎警備の体制を強化するため軍事力の増強が図られ、西洋砲術の導入や、鑄砲事業の推進へとつながりました。以後、佐賀藩の貪欲なまでの西洋科学への傾倒は、反射炉による鉄製大砲の鑄造や精煉方での理化学研究、三重津海軍所での造船・修船などへ発展していきました。これにより、佐賀藩は「薩長土肥」と呼ばれる雄藩となり、日本の近代化に大きく貢献しました。

明治4年（1871）に廃藩置県が行われ、佐賀県が設置されました。明治新政府は、欧米諸国を模範とした近代国家づくりをめざしており、佐賀藩出身者も多く参画しました。

明治7年（1874）には佐賀の乱（佐賀戦争）が起きましたが、新政府により鎮圧されました。これを機に佐賀県は消滅し、^{みずま}三潁県（のち長崎県）に統合されてしまいました。その後、佐賀県の復県運動が起こり、明治16年（1883）に長崎県に所属していた10郡（佐賀郡・小城郡・神埼郡・^{きい}基肄郡・^{やぶ}養父郡・三根郡・杵島郡・藤津郡・東松浦郡・西松浦郡）が分離されて、再び佐賀県が成立しました。

こうした歴史を受け継ぎながら、明治22年（1889）の市制・町村制施行などを経て、大正の大合併、昭和の大合併、平成の大合併により新「佐賀市」が誕生し、現在に至っています。

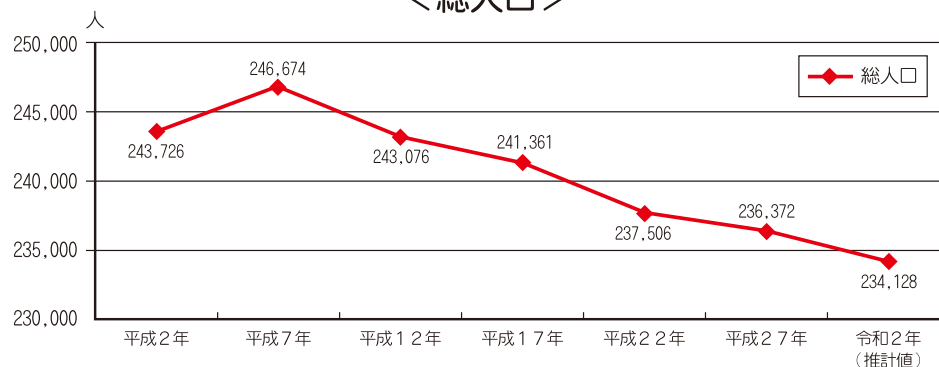
(3) 人口、世帯

本市の人口は、平成7年をピークに減少に転じており、平成7年（246,674人）から令和2年（推計値）（234,128人）までの25年間に約12,500人が減少する見込みとなっています。

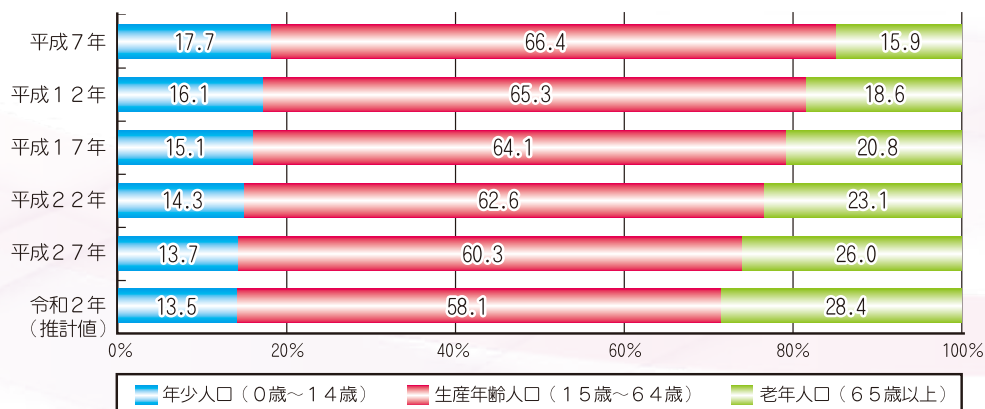
年齢3区分別人口については、年々少子高齢化が進み、令和2年（推計値）時点で老年人口（65歳以上）が全体の28.4%、年少人口（15歳未満）が13.5%となっており、少子高齢化が顕著になっています。

また、世帯数については一貫して増加し、令和2年（推計値）時点で96,925世帯となっています。

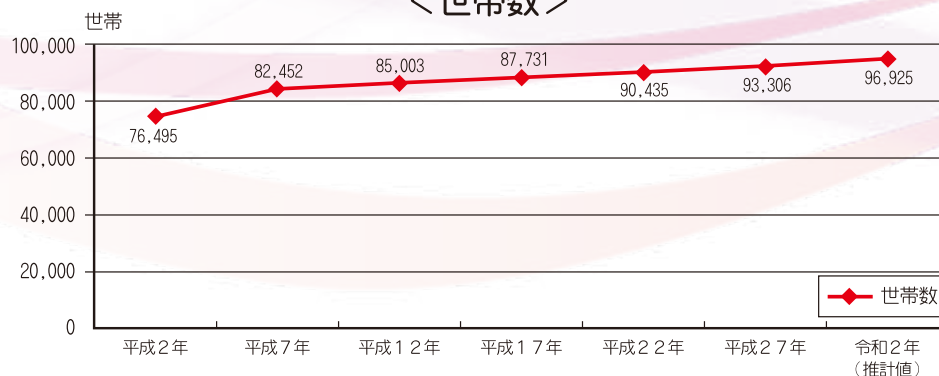
<総人口>



<年齢（3区分）別人口>



<世帯数>



（資料：国勢調査）

第2節 文化振興の現状と課題

(1) 文化芸術の現状と課題

① 鑑賞・活動の機会の提供

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールなどの文化施設のほか、美術館・博物館や公民館など多くの施設があり、市民に鑑賞・活動の場が提供されています。これらの文化施設を利用して、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会を設け、市民が身近なところで文化芸術に触れることができる場の充実を図っています。

さらに近年では、文化芸術の鑑賞とともに芸術家と一緒に文化芸術活動をする機会を設けるなど、市民参加型の環境が整えられています。こうした芸術に触れ、イベントなどに参加する機会を更に増やすとともに、文化施設などへの交通アクセスや施設の利便性といった利用環境の向上及び充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっており、そのような状況下における鑑賞・活動の機会の提供のあり方を検討する必要があります。

主な文化施設（佐賀市所在）	施設数
公共ホール等	4
美術館・博物館等	24
公民館等（生涯学習センター、コミュニティセンター、コミュニティ施設、交流広場）	41
公立図書館	16
映画館	3
演劇ハウス（ライブハウス）	3
能舞台	1

（令和2年10月1日現在）

課題

- 身近に文化芸術に触れることができる機会の提供
- 文化振興に関するイベントの充実
- 市民が利用しやすい環境の整備
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践を通じた機会の提供

② 文化施設の利用状況

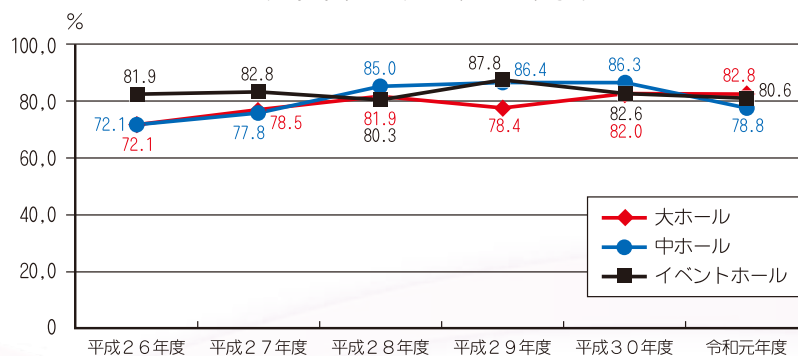
佐賀市文化会館の利用率は、大ホール・中ホール・イベントホールともに約8割、全体の利用率は約7割となっており、同規模の施設の全国平均と比較しても高くなっています。しかしながら、利用者数は減少傾向にあり、文化芸術活動が積極的に行われている一方で、文化芸術活動の担い手の減少が懸念されます。また、東与賀文化ホールは、全体の利用率は全国平均より低くなっているものの、ホールの利用率、利用者数はともに同規模の施設の全国平均より高くなっています。

佐賀市立図書館では、本館の入館者数は年々減少傾向となっており、年齢層に応じた利用促進策や図書利用の質的な転換が必要となっています。

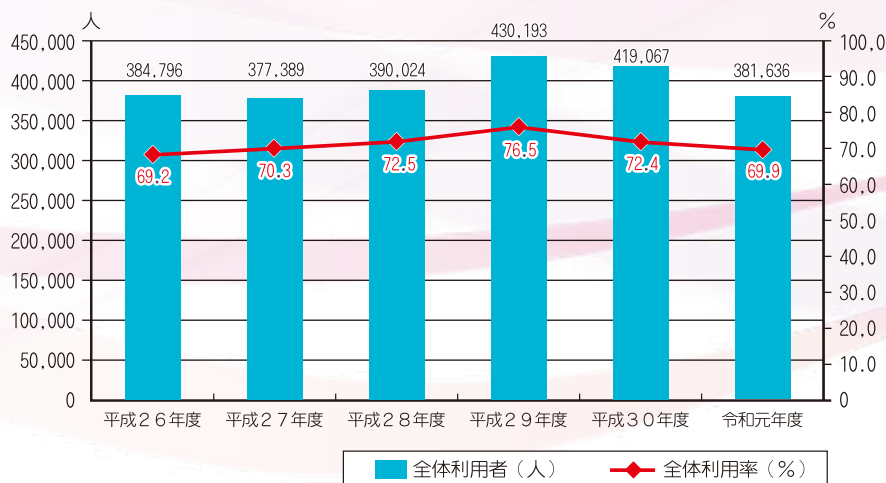
一方、佐賀県立博物館・美術館では、平成30年度は、明治維新150年事業により、大幅に入場者数が増加しています。

こうした施設の利用の促進を図ることで、更なる文化交流の場所づくりが求められています。

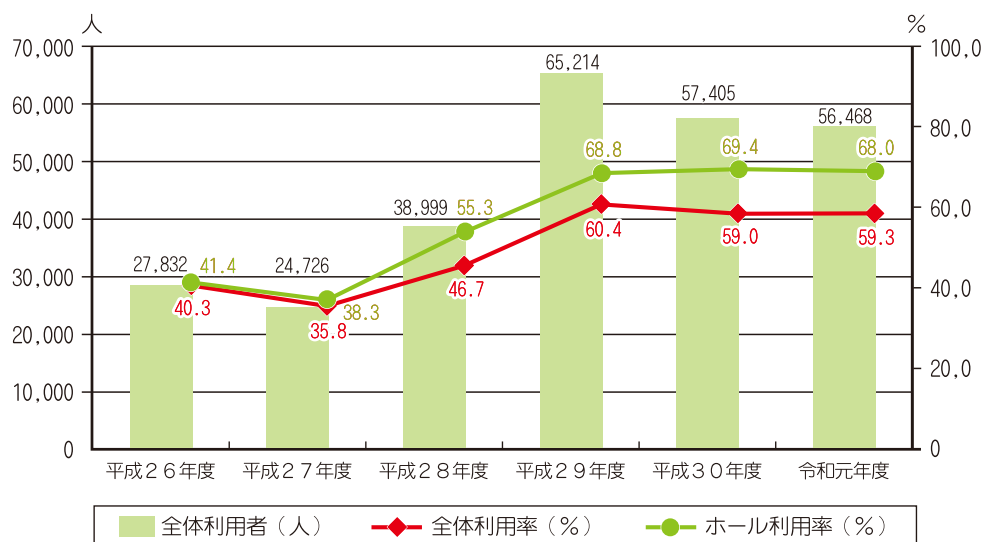
佐賀市文化会館利用率



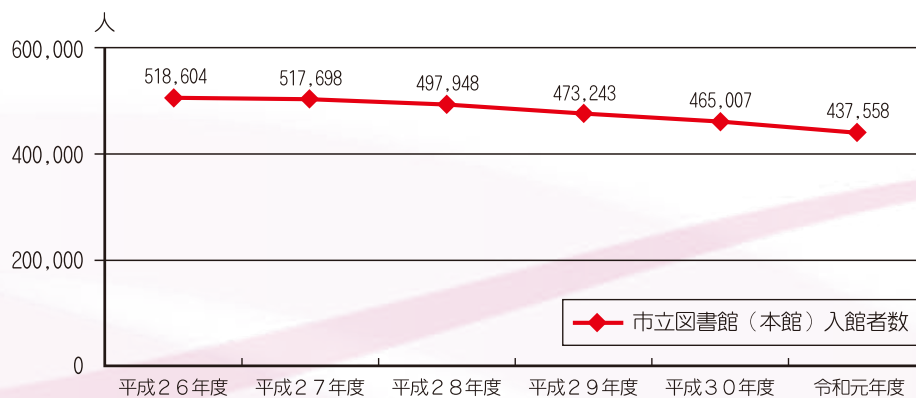
佐賀市文化会館全体の利用者・利用率



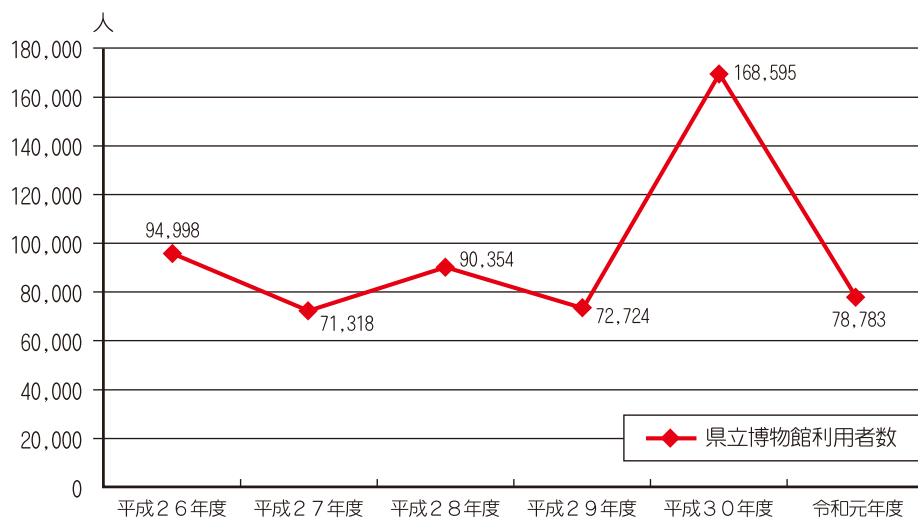
東与賀文化ホールの利用者・利用率



佐賀市立図書館（本館）入館者数

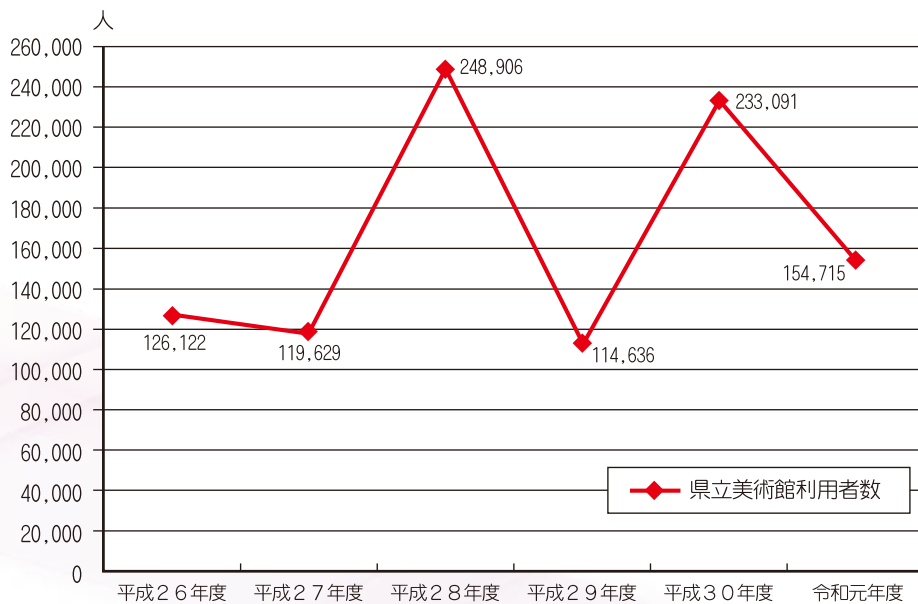


佐賀県立博物館利用者数



(資料：佐賀県立博物館・美術館)

佐賀県立美術館利用者数



(H26.12月～H27.6月
H29.11月～H30.3月は休館)

(資料：佐賀県立博物館・美術館)

課題

- 文化施設の利用促進

③ 文化芸術活動団体の状況

市内の文化団体及び文化関係者が連携し情報交換を行い、互いの事業に協力し提携して郷土の文化向上に寄与することを目的に、佐賀市文化連盟が設立されています。令和2年3月末現在で、佐賀市文化連盟に加入している団体は241団体あり、多くの分野で活動が行われています。こうした団体への助成を行い、多くの市民が活動しやすい環境整備に努めています。

一方、佐賀市の文化に関するアンケート調査によると、少子高齢化にともなう会員や後継者といった担い手不足が問題となっています。今後は、各団体の要望等を把握し、適切な支援を行っていく必要があります。

また、個人や佐賀市文化連盟に加入していない団体も、公民館や学校などで活発に活動しており、数多くの市民が文化芸術活動に携わっています。

各団体等の活動の充実を図るとともに、互いに連携し合い、文化交流や芸術振興による地域の活性化を図っていく必要があります。

課題

- 活動団体への支援の充実
- 活動団体と連携した地域活性化

※佐賀市文化連盟に加入している団体の活動分野（主なもの）

- 〔芸術〕 文学…俳句、短歌、川柳
音楽…合唱
美術・工芸…陶芸、絵画
デザイン…服飾、フラワーデザイン
舞踊…日本舞踊、バレエ
- 〔伝統芸能〕 吟詠、民謡、謡曲、尺八、箏、大正琴、太鼓、剣詩舞
- 〔生活文化〕 茶道、華道、書道



佐賀市文化連盟合同文化祭



佐賀市民芸術祭

④ 文化芸術活動への支援

文化芸術活動をより活発化し、積極的に取り組むことができるようさまざまな顕彰を設け、文化芸術活動の向上が図られています。より多くの市民が、文化芸術活動に興味関心を持ち、活動に積極的に参加することができるよう、これらの顕彰や発表の機会を充実させていく必要があります。

また、多くの顕彰や発表の機会を通じて本市から優れた文化を発信し、市民の文化向上へつなげていく必要があります。

■ 主な顕彰

分類	名称	主催者	回
文学	佐賀県文学賞	佐賀県芸術文化協会	58
美術	佐賀美術協会展	佐賀美術協会	102
	佐賀県美術展覧会	佐賀県芸術文化協会	70
音楽	九州合唱コンクール	全日本合唱連盟九州支部	74
	九州吹奏楽コンクール	九州吹奏楽連盟	64
書道	佐賀県書道展	佐賀新聞社	28
囲碁	県アマ囲碁最強者戦優勝大会	佐賀新聞社	43
写真	佐賀県写真協会公募展	佐賀県写真協会	36
将棋	中学選抜将棋選手権大会佐賀県大会	日本将棋連盟	40
	全国高等学校将棋竜王戦佐賀県大会	読売新聞社	32
文化	内山文化賞	佐賀市文化連盟 佐賀支部	34
	谷口文化奨励賞	佐賀市文化連盟 佐賀支部	13
	市政功労者表彰	佐賀市	16

(令和3年3月末現在)

課題

- 発表の機会や顕彰制度の充実

⑤ 文化芸術活動の情報発信及びPR活動

市民が多くの文化に触れ、文化芸術活動に積極的に取り組むことができるよう市の広報やホームページ等を活用し広く市民に情報の提供を行っています。また、さまざまな活動団体からも情報発信が行われており、より多くの市民が文化に触れることができるよう活動されています。これらさまざまな情報ツールの利点を活かし、幅広く市民へ情報の提供が行えるように発信していく必要があります。

また、各文化団体や関係団体が文化芸術活動やイベントなどの情報発信を有効に行えるよう支援していく必要もあります。佐賀市民芸術祭では、市民活動団体と互いに広報の協力を行っています。

さらに、市内だけではなく、あらゆる媒体を通じた市内外への情報発信を支援し、多様な交流や、集客を図ることが必要です。

課題

- さまざまな情報ツールの活用
- 市内外への情報発信の支援

⑥ 人材育成

学校教育での発表会やクラブ活動を通して、文化の醸成を図っています。また、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールでのさまざまな自主企画や佐賀市民芸術祭など、子どもたちから文化に触れる機会の提供を行っています。子どもたちから文化に触れ、豊かな人間性を育むためにもさらに学校教育との連携を図る必要があります。

グローバル化する社会の中で、国際理解のある人材が求められています。本市では、姉妹都市としてアメリカのグレンズフォールズ市およびウオーリン郡、韓国の釜山広域市蓮堤区、フランスのクサク村と、また、友好都市として中国の連雲港市と交流を行っています。今後ますます、国際化が進む中で、姉妹都市や友好都市との連携を図っていく必要があります。

また、文化を通じて子どもたちの豊かな感性を育むため、人材育成の体制づくりが求められます。

課題

- 学校教育との連携強化
- グローバル化への対応
- 人材育成の体制づくり

⑦ 産業分野との連携

佐賀県では、伝統産品の重要性を認識し、産業としての発展を支援するため、県内の伝統的な工芸品や食品を対象に伝統的地場産品として県指定を行っています。本市は、「佐賀錦」、「肥前びーどろ」をはじめ5品目の指定を受けており、長く受け継がれた技法や特産品を活用し、地域の活性化を図っていく必要があります。

また、文化・伝統産業とさまざまな企業とが連携し、新しい文化の創造や地場産品の創出による産業の活性化につなげていく必要があります。

■佐賀県指定伝統的地場産品

特定産品の名称	指定団体	事業所数等	産地形成 時期	主な製品	伝統技術 または技法
佐賀錦	佐賀錦振興 協議会	約180名	江戸末期	帯 バッグ 財布 アクセサリ等	平織り、綾織り、 模様織り
諸富家具・建具	諸富家具振興 協同組合	34事業所	1956年頃	家具類 建具類	継手技術、面取り 技術、相次、貫通
名尾手漉和紙	肥前名尾和紙	1事業所	元禄年間	ちょうちん 障子紙 名刺 便せん等	紙漉
鍋島緞通	株式会社 鍋島緞通吉島家 吉島伸一鍋島 緞通株式会社 株式会社 織ものがたり	3事業所	元禄年間	敷物 座布団	染色、デザイン、 製織仕上げ
肥前びーどろ	副島硝子工業 株式会社	1事業所	明治初期	グラス コップ 金魚鉢 花瓶等	宙吹き

平成29年4月

資料：佐賀県ホームページ（佐賀県の商工業より）

課題

- 文化振興による産業の活性化

(2) 文化財などの保存と活用

① 国・県・市指定文化財

佐賀市には、令和2年4月30日現在、国・県・市合わせて224件の指定文化財と5件の登録文化財があります。指定文化財の内訳は、国指定文化財33件(国宝1件含む)、県指定文化財71件、市指定文化財120件となっています。

これらの指定文化財の保存管理・活用については、国・県・市だけではなく、文化財の所有者や文化財がある地域の住民とともに考えていく必要があります。

また、近年甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震に鑑み、地震や台風などの自然災害から文化財を守る対策も必要であるといえます。

文化財の大切さをより一層理解していただくため、文化財の情報発信が求められます。

さらに、地域には保存すべき歴史遺産や伝統文化が多数あることから、これらの調査・研究や評価を行い、本市にとって、重要なものを文化財に指定することで、適切な保存に努める必要があります。



国指定重要無形民俗文化財
見島のカセドリ



国指定重要文化財 山口家住宅



国指定重要文化財 与賀神社楼門

■佐賀市所在の指定文化財

種別		国指定	県指定	市指定	合計
国宝					
	書跡・典籍	1	—	—	1
重要文化財					
	建造物	6	6	2 1	3 3
	絵画	—	7	5	1 2
	彫刻	2	4	1 4	2 0
	工芸品	5	1 1	1 2	2 8
	美術工芸	—	—	3	3
	書跡・典籍	1	4	3	8
	古文書	3	4	4	1 1
	考古資料	2	1 8	5	2 5
	歴史資料	—	4	6	1 0
重要無形文化財					
	工芸技術	—	1	1	2
重要無形民俗文化財					
	無形の民俗文化財	2	2	8	1 2
重要有形民俗文化財					
	有形の民俗文化財	1	2	1 0	1 3
史跡、名勝、天然記念物					
	史跡	7	5	1 7	2 9
	天然記念物	3	3	1 1	1 7
合計		3 3	7 1	1 2 0	2 2 4
登録有形文化財					
	建造物	5	—	—	—

令和2年4月30日現在

課題

- 文化財の保存・活用における地域全体による支援
- 文化財の保存管理に関する所有者の意識啓発
- 文化財の調査・研究や評価の充実

② 指定文化財以外の歴史遺産

本市には、各時代を反映した遺跡や各地域で受け継がれる伝統芸能、古くから伝わる祭り、景観など、文化財指定を受けていない歴史遺産が数多く分布しています。

その中で、歴史的建造物については、「環境遺産」と位置付け、主に長崎街道沿いの建造物について昭和63年度から平成5年度にかけて調査を行い、家屋内部調査を実施した82棟を含む286棟の歴史的建造物の存在が確認されています。

しかし、平成21年度の環境遺産の追跡調査では、そのうちの161棟が取り壊され、平成29年度の調査では、さらに30棟が取り壊されています。このような建造物などは、所有者だけではその保存や管理が難しいことから、保存の支援が必要であり、また、地域での活用なども求められています。

さらに、こうした数多くの歴史遺産を保存、継承していくために、大学や研究機関などとも連携しながら、適切な保存や資源の有効活用を図っていく必要があります。

また、県において、22世紀に残していくべきものとして、「佐賀県遺産」に認定し、その保存、活用を支援するため、「22世紀に残す佐賀県遺産」制度を実施しています。本市では、この佐賀県遺産として、「野中烏犀圓（建物）」や「旧馬場家住宅」「山口亮一旧宅」など12件の認定を受けています。

数多くある歴史遺産を、先人から受け継いだ価値あるものと認識し、次の世代へとつないでいくためには、市民一人ひとりが歴史文化に対する意識を強めていく必要があります。

■ 佐賀県遺産（佐賀市）

平成17年度認定	「野中烏犀圓（建物）」「旧馬場家住宅」
平成18年度認定	「山口亮一旧宅」
平成20年度認定	「旧久富家住宅」
平成21年度認定	「東与賀の干潟を望むシチメンソウ群生地」
平成22年度認定	「佐賀市歴史民俗館（旧福田家）（旧古賀銀行）（旧古賀家）（旧三省銀行）（旧牛島家）」
平成24年度認定	「旧森永家住宅」
令和元年度認定	「旧百崎家住宅」

課題

- 所有者への支援制度の充実
- 大学・研究機関との連携
- 市民の歴史文化に対する意識の向上



■ 国登録有形文化財 野中烏犀圓

③ 遺跡などの調査・活用

本市には、旧石器時代から人々が暮らし始め、それ以降、近代にいたるまで先人たちが大地に残した生活の痕跡である「遺跡」や、先人たちが作った「遺物」が確認される「埋蔵文化財包蔵地」が広域にわたって分布しており、その総数は約650地点にのぼっています。これらの遺跡や埋蔵文化財包蔵地は、歴史を解明するための貴重な文化遺産であり、現在に暮らす人々の生活を豊かにするための開発に際し、それらを保護するために、発掘調査等を実施し、開発と文化財保護との調整を図っています。

本市を代表する遺跡としては、今から約8,000年前に形成された湿地性貝塚を伴う大規模な縄文時代の遺跡である東名遺跡^{ひがしなみ}があり、平成28年10月に国の史跡に指定されました。

奈良・平安時代の遺跡としては、肥前国庁跡があり、藩政期の遺跡としては、佐賀城跡があります。江戸初期に完成した佐賀城下の町割は、ほぼそのままの位置と形状で現代に継承されています。また、幕末の遺跡には、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡や日本で最初の反射炉である築地反射炉跡があります。

こうした全国でも有数といわれる貴重な遺跡や史跡の調査・研究を進展させることにより、文化財が本来持つ価値を見出し、誇るべき地域資源が身近にあることを市民に周知することで、地域の歴史や文化に対する愛着心と保護意識の高揚に努めています。さらに、遺物などを適切に保管、展示し、活用を図っていく必要があります。

また、文献調査については、古文書などの研究を行う文献史学の専門職を平成30年度より配置しており、今後更に調査の充実を図ります。

課題

- 調査・研究の促進による文化資源の保護
- 幅広い調査・研究結果の周知による文化意識の向上
- 遺物などの適切な保管・展示・活用
- 文献調査の更なる充実



■国指定史跡 東名遺跡（貝層の発掘調査状況）

④ 地域文化の継承

古くから伝わる地域文化は、人と人をつなぐ地域コミュニティの形成に大きな役割を果たすだけでなく、郷土愛や地域の誇りを醸成するための重要な要素となります。そのため、本市は、地域文化を次世代へ受け継ぐために無形民俗文化財の各保存団体等への運営に係る補助に加えて、地域文化の継承等につながる活動に対しても支援を行っています。また、令和元年度からは、無形民俗文化財の映像記録の作成も行っています。

子どもや若者に地域への愛着や誇りを持たせるために、地域文化を活かした郷土に関する教育や、学校行事、地域行事への参加など、地域と学校教育との連携を図っていく必要があります。

課題

- 地域文化の保存・継承の支援
- 伝統文化を継承する次世代の人材育成支援
- 地域と学校教育との連携による文化の醸成

■ 地域文化保存継承支援事業の補助対象例



⑤ 文化財などの情報発信

本市には、指定文化財のほか多数の歴史遺産がありますが、その主要なものや無形民俗文化財の映像記録をデータベースサイト「さかの歴史・文化お宝帳」において紹介しております。近年多くの人が利用しているSNS等、さまざまな情報ツールを活用した情報発信を行っていきます。

また、発掘調査で出土した遺物などについては、東名縄文館、肥前国庁跡資料館、佐野常民記念館等の施設で展示しています。

小中学校の児童生徒や市民を対象とした出前授業、出前講座、シンポジウム、現地説明会なども開催しており、今後もそれぞれの世代や対象にあった取り組みが求められています。



■ さかの歴史・文化お宝帳



■ 肥前国庁跡資料館

課題

- さまざまなツールを活用した情報発信
- 文化財を展示する施設の整備
- 文化財の公開と市民への周知

⑥ 観光資源としての活用

本市には、佐賀城跡を中心とした城下町、長崎街道、佐賀市歴史民俗館、大隈重信記念館をはじめ幕末から明治、大正にかけての歴史ロマンあふれる歴史遺産があります。それらの整備を行い、今では市内外から多くの観光客が訪れています。その他にも、平成27年5月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に広がるシチメンソウの群生地、山間部の景勝地など、大自然にも多くの観光客が訪れています。

今後は、日本最古の湿地性貝塚を擁する集落遺跡である「東名遺跡」や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「三重津海軍所跡」などの重要遺跡の整備活用を進め、それらを核として市全域に濃密に分布している文化財を線や面で結び、観光資源としての活用も図っていく必要があります。

さらに、それぞれの文化財への案内サインの整備をするなど、各施設を訪れやすい環境を整える必要があります。

課題

- 濃密に分布する文化財の活用
- 観光振興のための整備



■ ボランティアガイドによる三重津海軍所跡の現地案内

第3節 基礎調査結果からみる文化振興の状況

(1) 佐賀市の文化に関するアンケート調査の実施概要

① 目的と位置づけ

本計画の策定にあたって、市民、文化芸術活動団体、子どもたちの佐賀市の文化振興に対する現状や意見を把握し、策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査実施概要

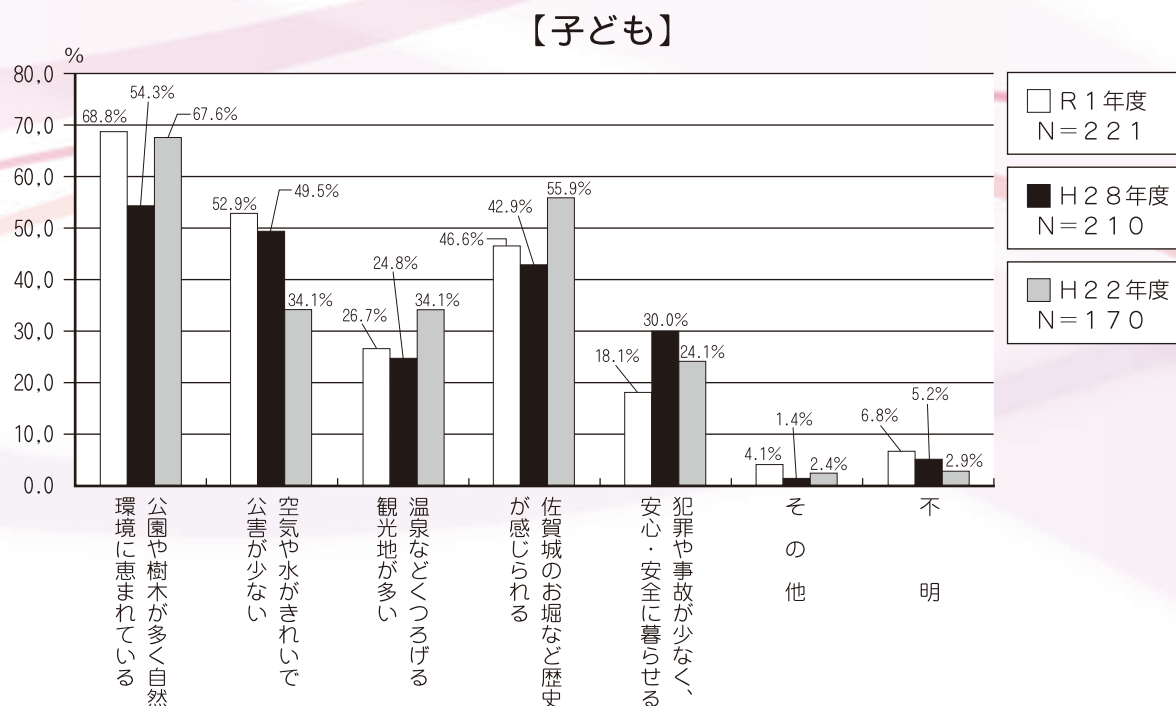
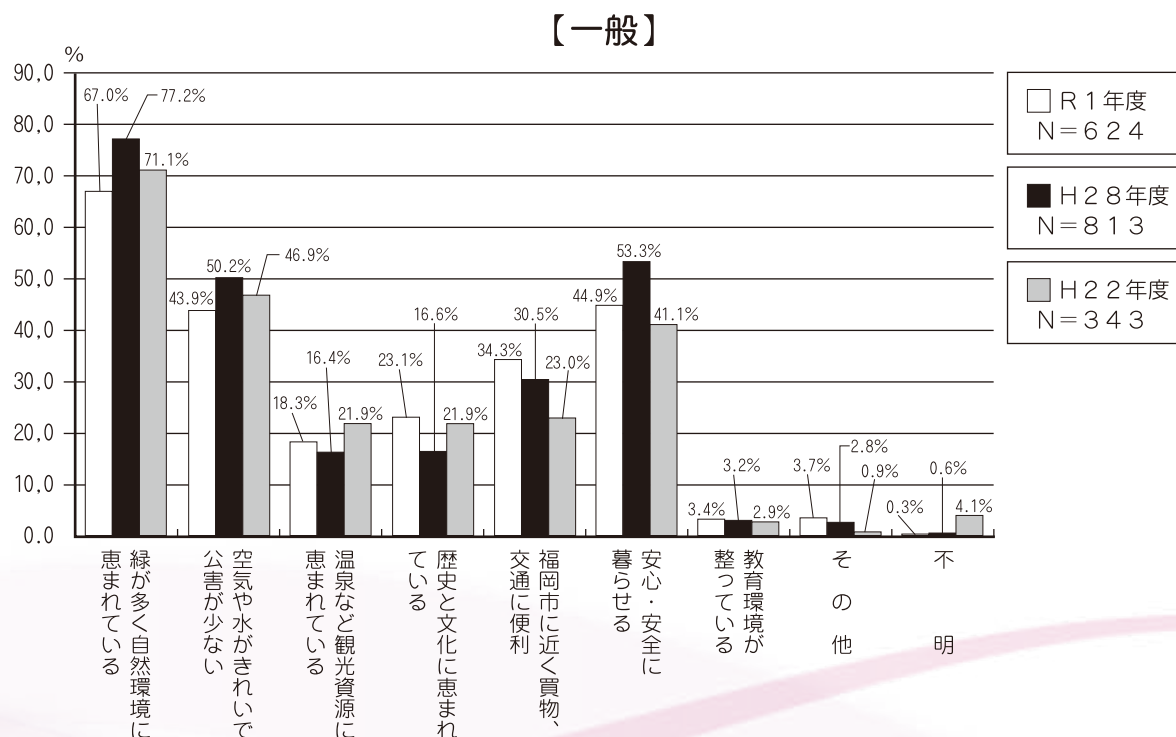
	調査対象	配布数	調査方法	回収数 (回収率 %)
一般アンケート	18歳～69歳の市民 (年齢、地域で割付を行い、 無作為に抽出)	2,550	郵送	624 (24.5%)
団体アンケート	佐賀市文化連盟構成団体	241	佐賀市文化連盟を 経由して配布・回収	162 (67.2%)
子どもアンケート	小学5年～中学3年の児 童生徒	229	学校を經由して 配布・回収	221 (96.5%)

(2) 文化振興に対する市民意識（抜粋）

① 佐賀市の魅力

本市の魅力については、老若男女問わず「自然環境」と感じている市民が多くなっています。文化には、自然環境は欠かせない文化資源の一つであり、この魅力を保全・保護し、文化を振興していくことが求められています。

■ 佐賀市の魅力について

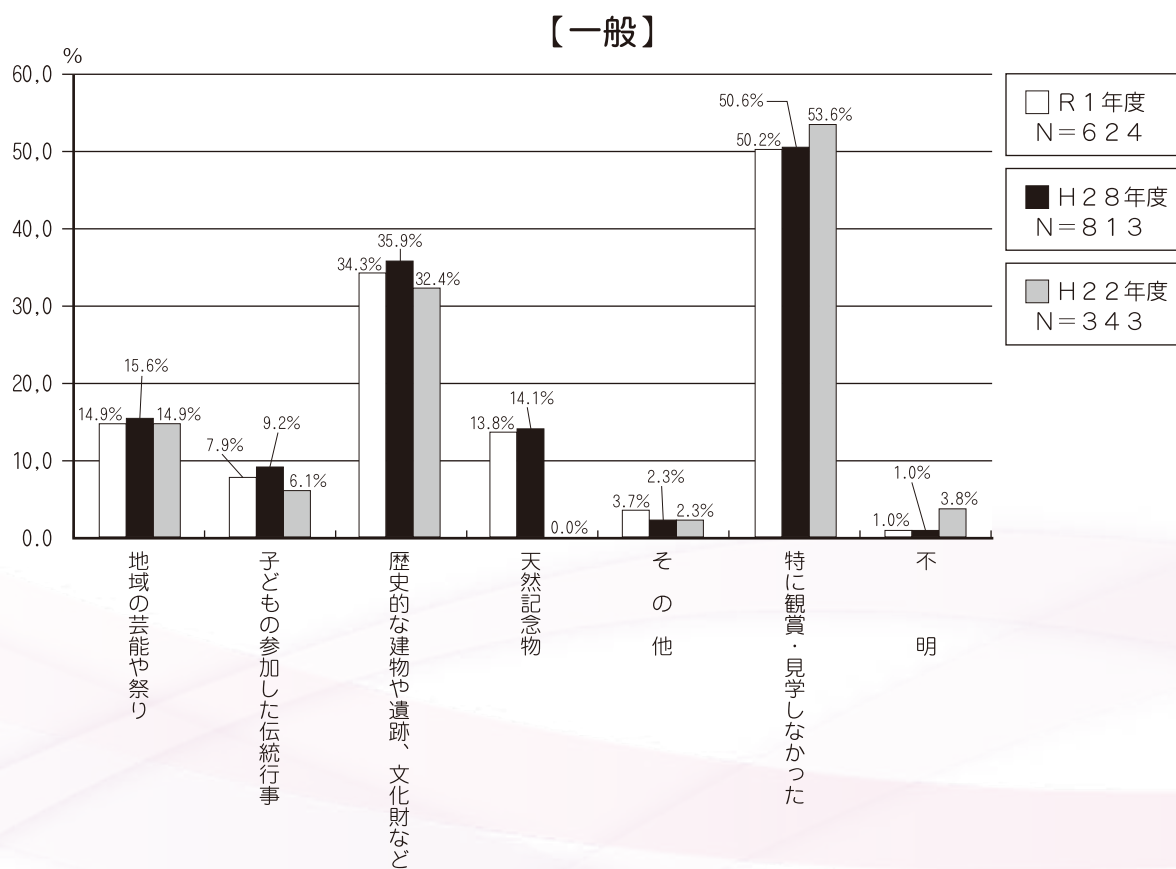


② 文化財保存や活用、文化芸術に関する動向

文化財保存や活用、文化芸術に関する動向については、「鑑賞・見学しなかった」が多くなっています。

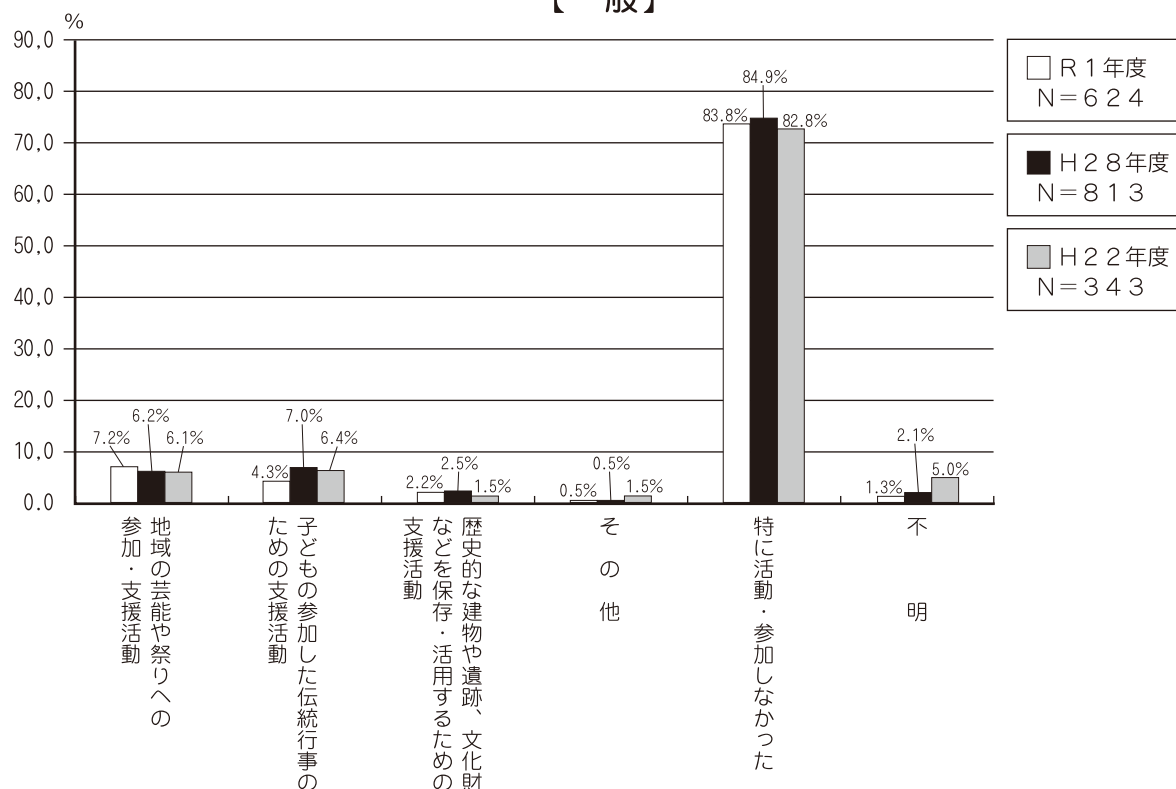
その理由として、「文化財に興味はあるが、鑑賞・見学したいものがなかった」と回答した人も多く、文化財や文化芸術について、それぞれの世代や対象にあったイベントや広報について検討することが求められています。

■文化財保存・活用に関して、鑑賞・見学したもの



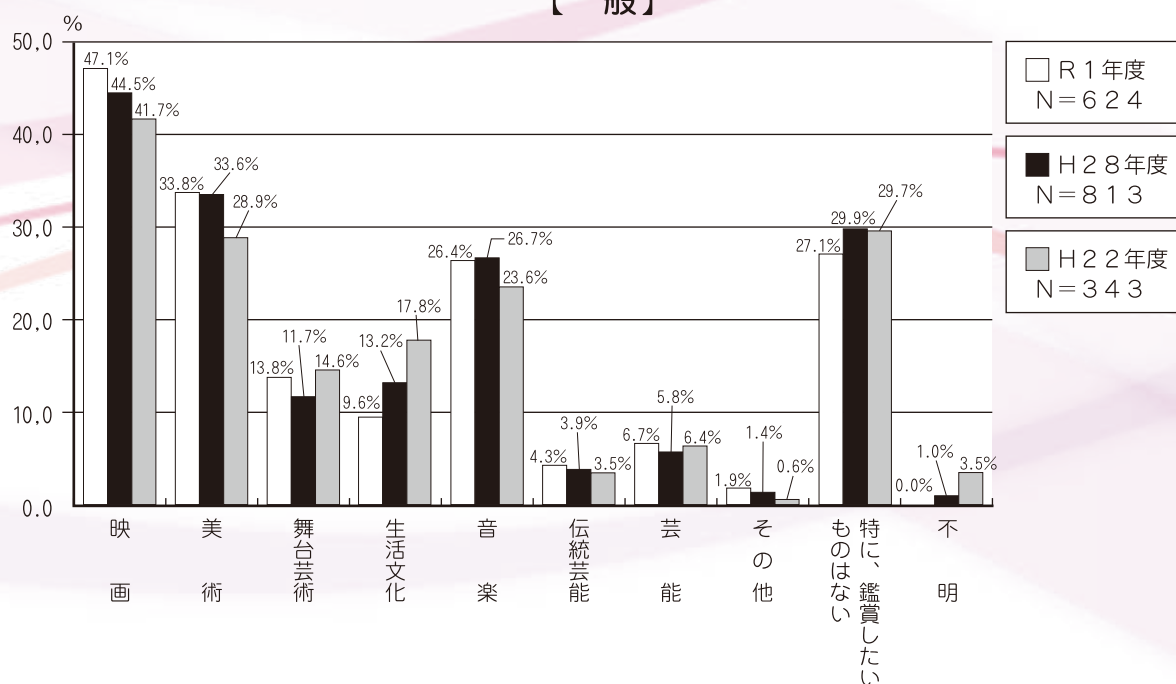
文化財保存・活用に関する支援活動等への参加状況

【一般】



直接鑑賞した文化芸術について

【一般】

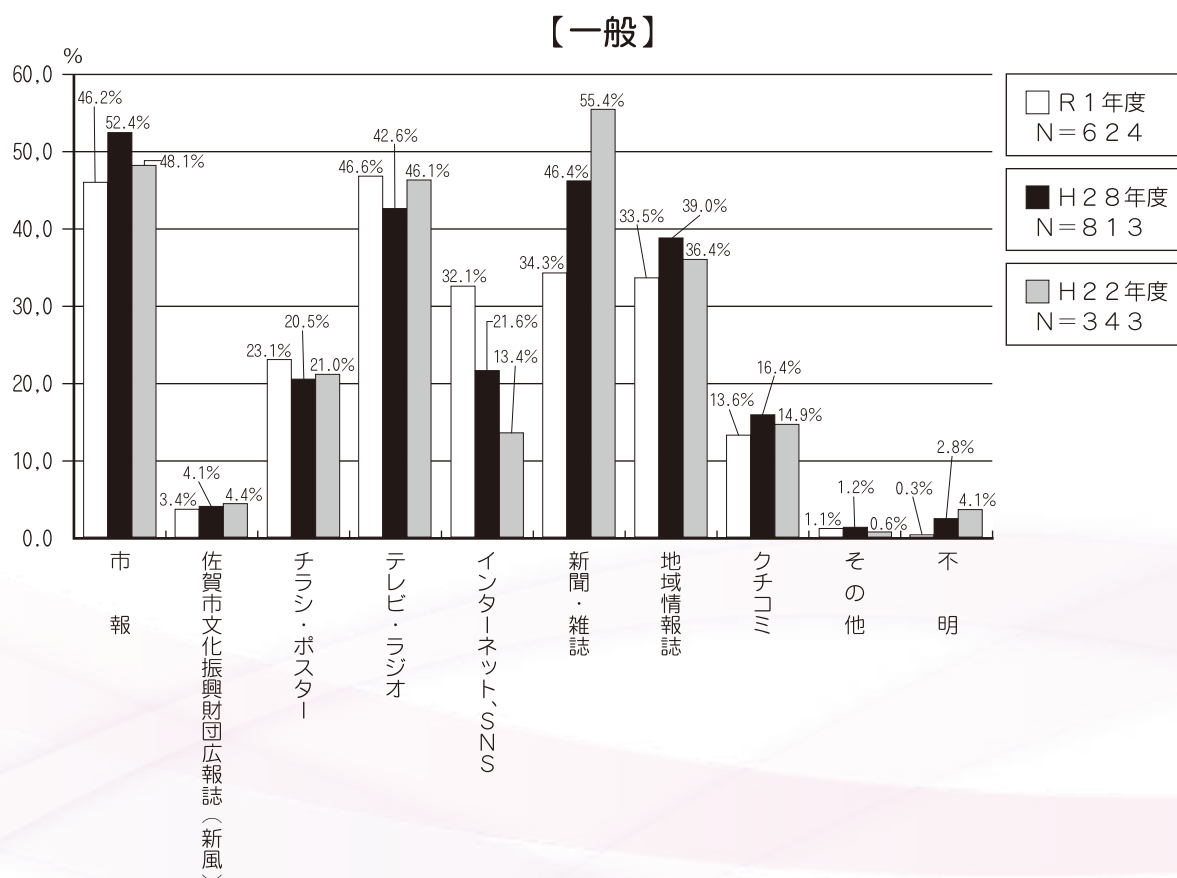


③ 文化芸術に関する情報

文化芸術に関する情報の入手先については、「テレビ・ラジオ」「市報」「新聞・雑誌」が主なものとなっています。「新聞・雑誌」は前回調査結果から12.1ポイント減少した一方、「インターネット・SNS」は10.5ポイント増加しています。

それぞれの媒体の活用メリットを活かし、広く情報発信をしていくことが求められています。

■ 主な情報源について

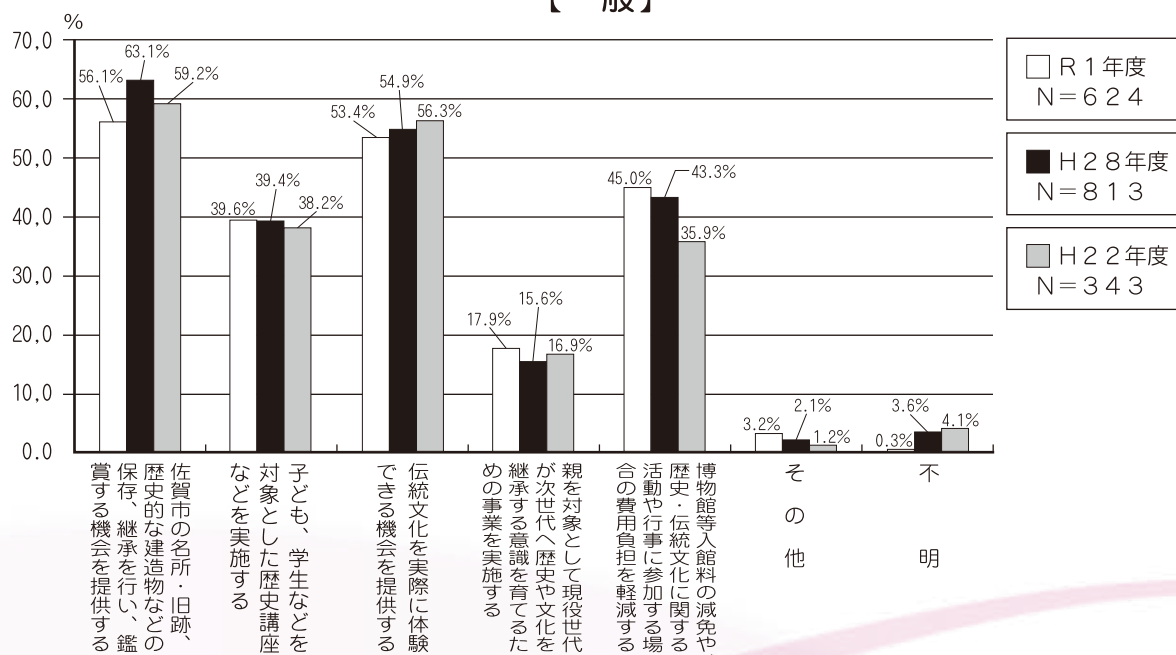


④ 次世代を担う人材育成

次世代を担う人材育成については、歴史・伝統文化の継承のために重視すべき取り組みも、文化芸術に関して重視すべき取り組みも「鑑賞の機会の提供」が最も多くなっています。また、鑑賞だけではなく学び、体験できる機会の提供も重視されています。今後とも鑑賞の機会の提供とともに内容の充実を図っていくことが求められています。

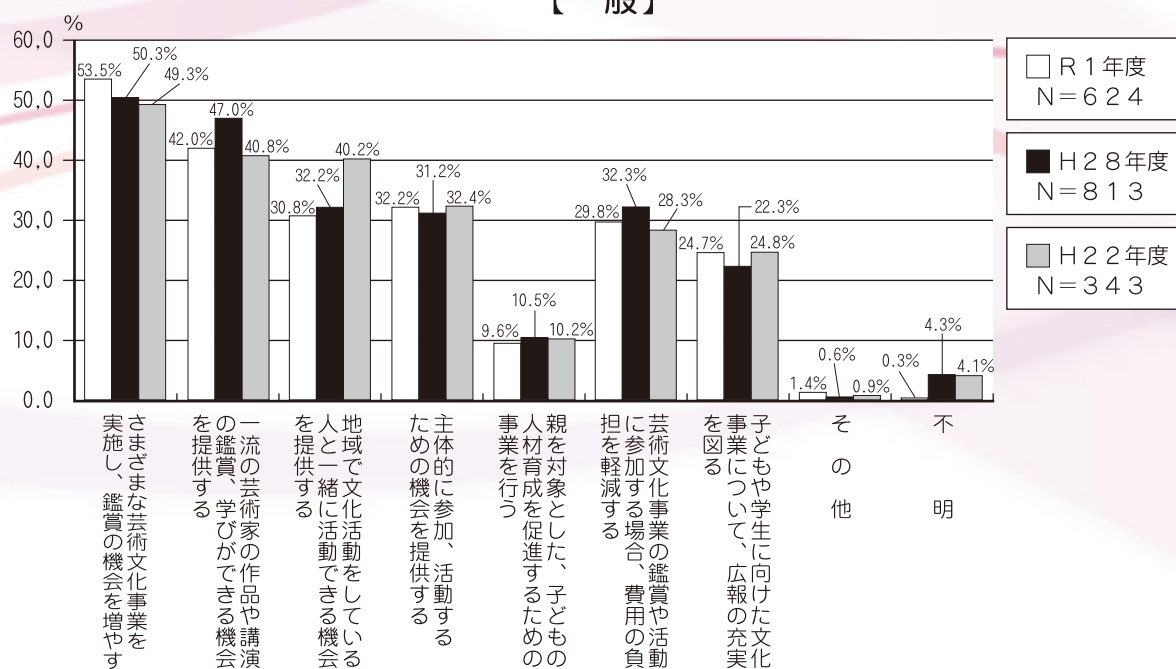
■ 歴史・伝統文化の継承のために重視すべき取り組みについて

【一般】



■ 文化芸術に関して重視すべき取り組みについて

【一般】



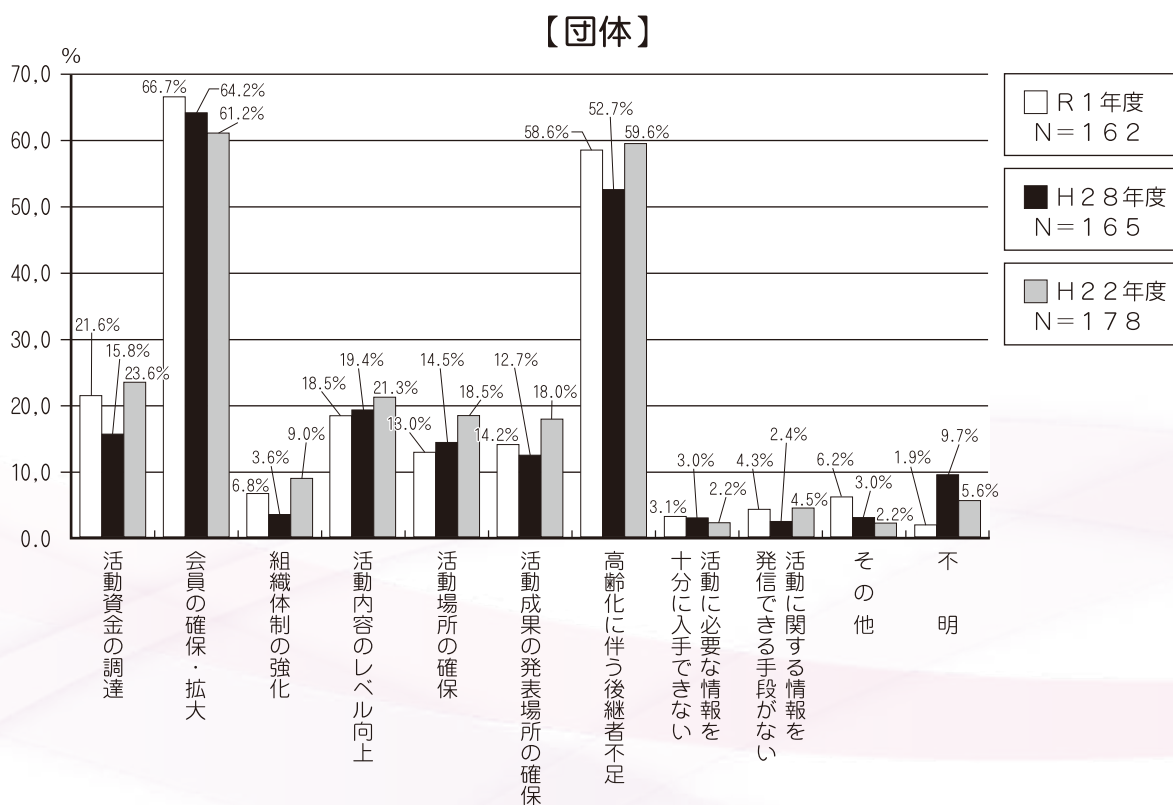
⑤ 団体活動の状況

文化芸術活動団体の状況としては、少子高齢化にともなって、会員の確保や後継者不足といった担い手不足が問題となっています。

一方で、会員の確保については、会員による募集や紹介に頼っており、募集の方法に広がりが見られない状況にあります。会員確保のための方策を検討し、何らかの支援を行う必要があるといえます。

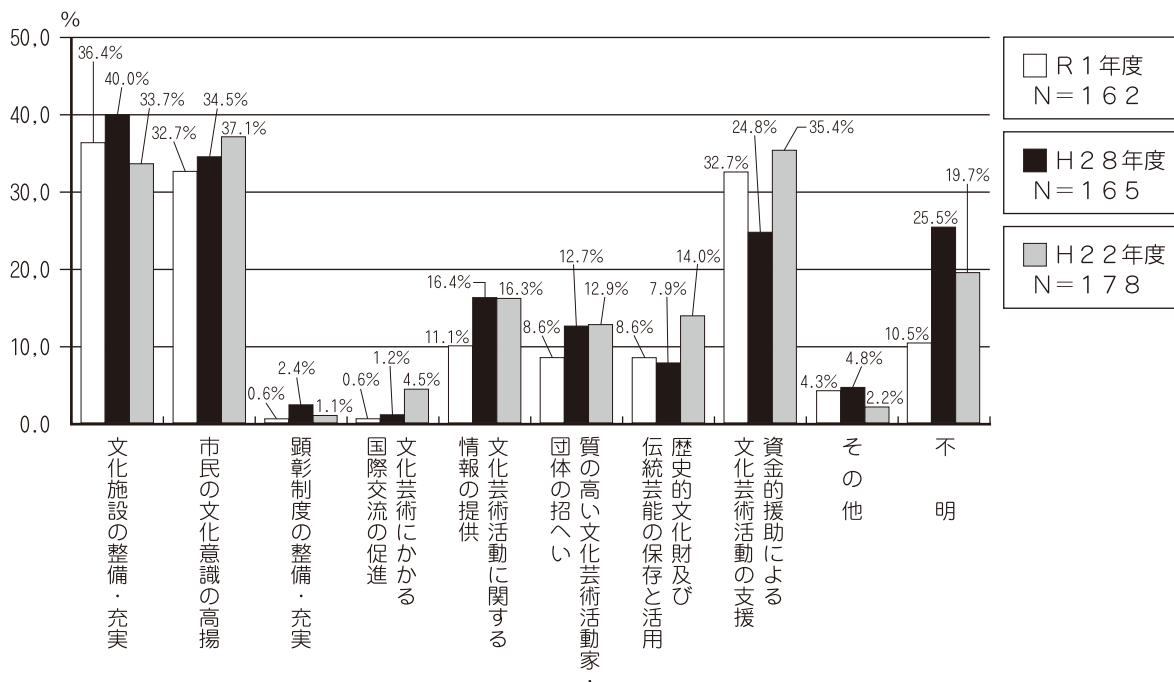
また、文化芸術活動団体が求めているものとして、市に対しては「文化施設の整備・充実」「市民の文化意識の高揚」「資金的援助による文化芸術活動の支援」などがあり、民間に対しては「後継者の発掘・育成」を求めている傾向がみられます。

活動にあたっての課題について



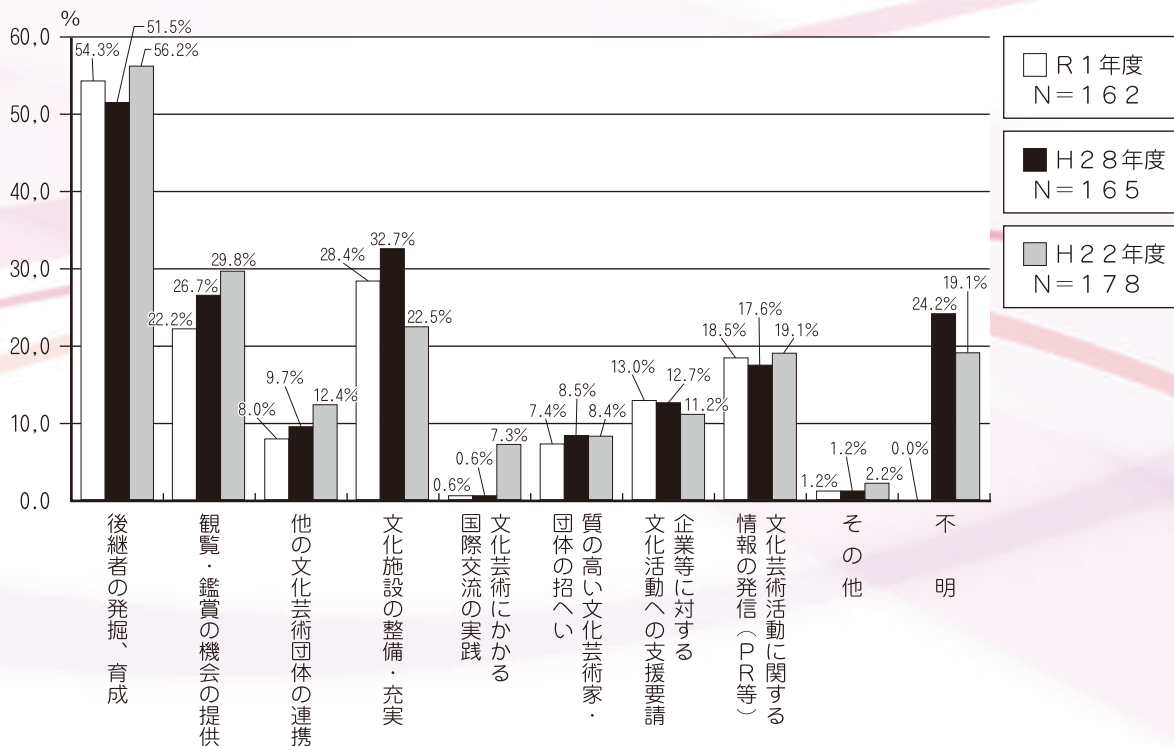
活動活性化のために市が行うものとして大切なもの

【団体】



活動活性化のために民間が行うものとして大切なもの

【団体】



⑥ 子どもの状況

子どもへのアンケートによると、「佐賀城鯨の門」の認知度、観覧経験ともに安定して高い割合を保っており、魅力ある建物として認識されています。

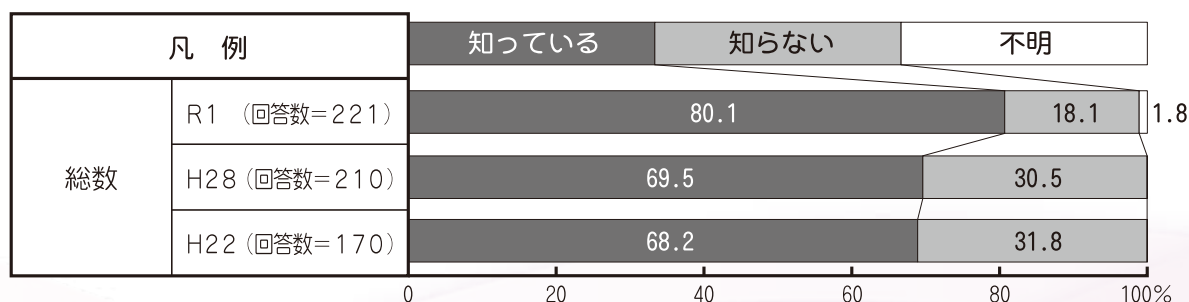
また、世界文化遺産の構成資産である、「三重津海軍所跡」や平成28年度に国の史跡となった「東名遺跡」の認知度も高く、関心が高くなっています。

住んでいる地域の行事や祭りの認知度や参加経験は、平成28年度調査と比べ、減少しています。今後は、各地域において、子どもたちへの伝承や参加呼びかけなどが求められています。

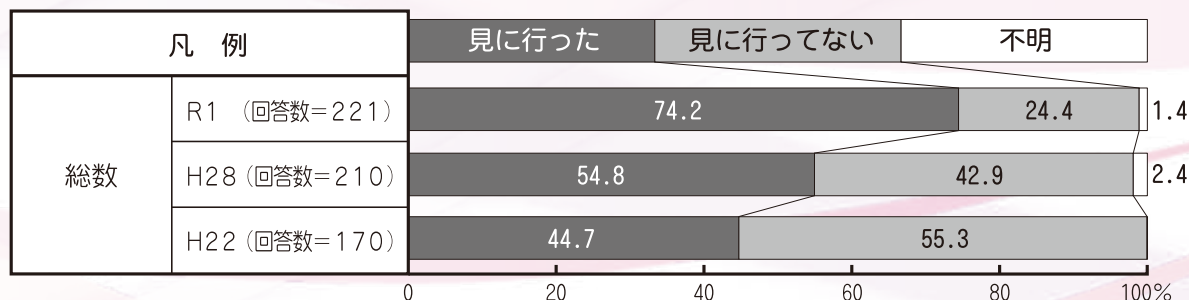
一方、肥前国庁跡については、認知度及び観覧経験は低下しており、学校と連携した啓発、広報が求められています。

■文化財の認知度

【佐賀城鯨の門】の認知度

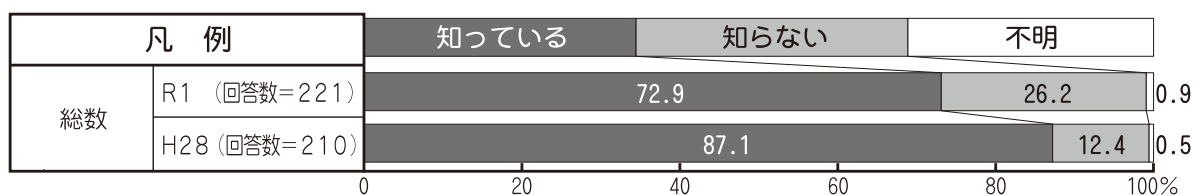


【佐賀城鯨の門】の観覧経験



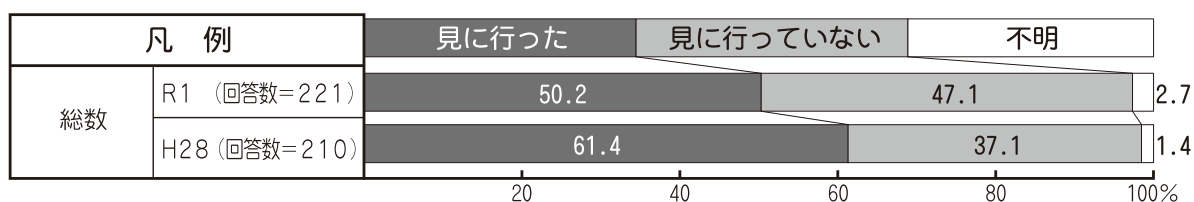
【三重津海軍所跡】の認知度

H28 調査実施、H22 調査なし

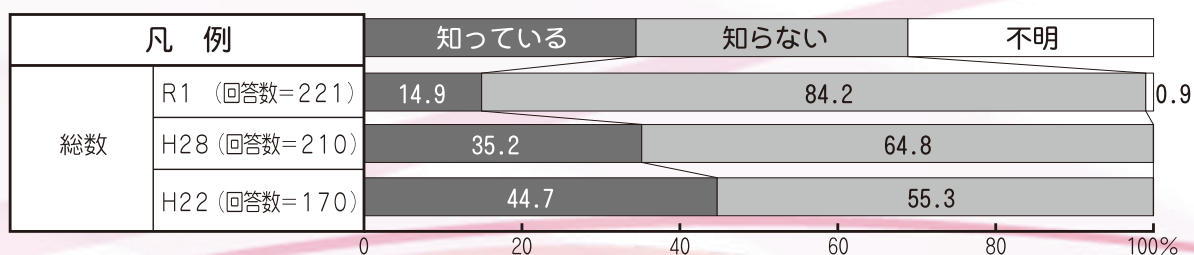


【三重津海軍所跡】の観覧経験

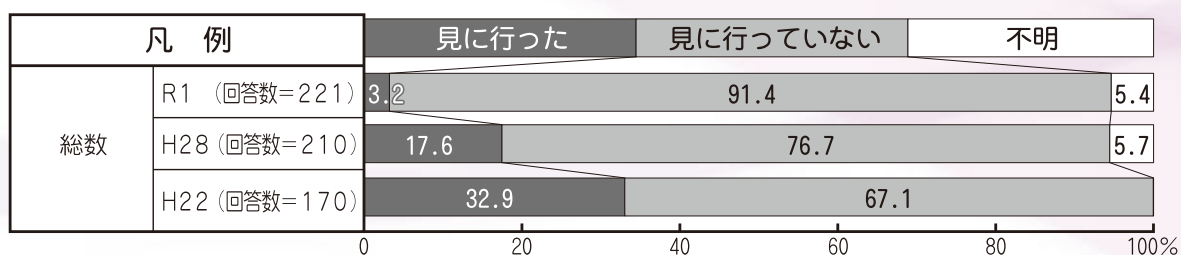
H28 調査実施、H22 調査なし



【肥前国庁跡】の認知度

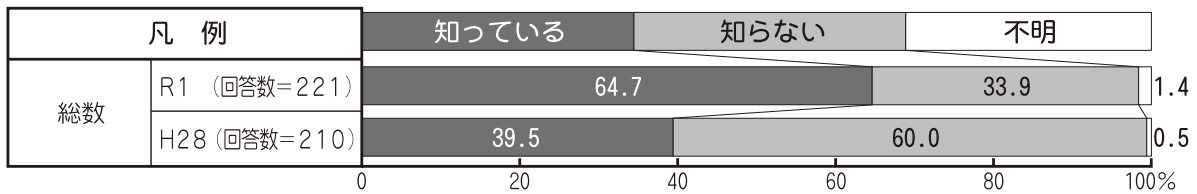


【肥前国庁跡】の観覧経験



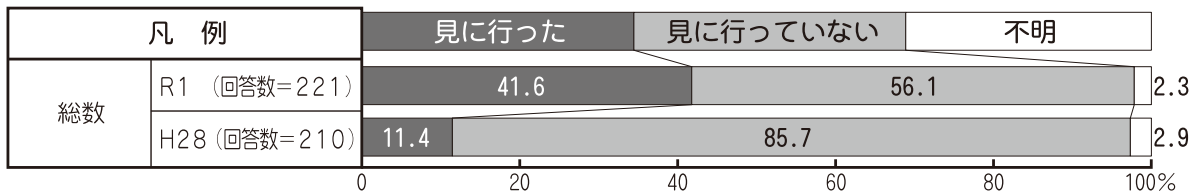
【東名遺跡】の認知度

H28 調査実施、H22 調査なし

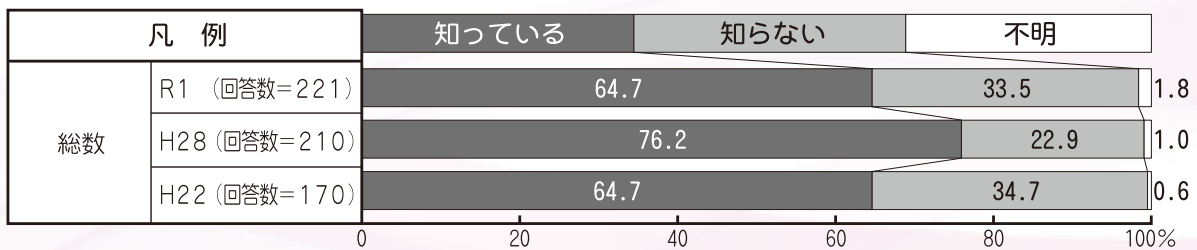


【東名遺跡】の観覧経験

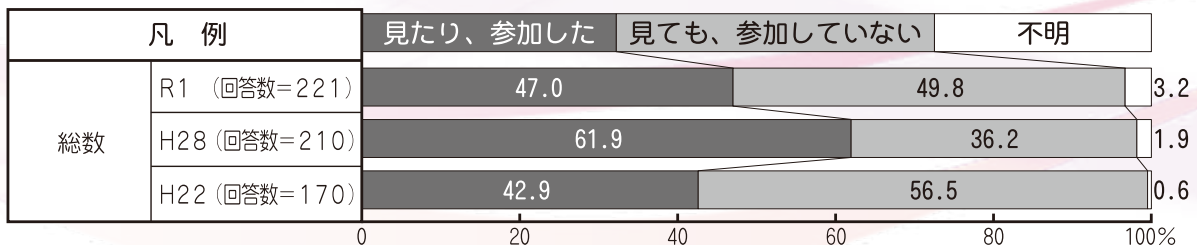
H28 調査実施、H22 調査なし



【住んでいる地域の行事や祭り】の認知度



【住んでいる地域の行事や祭り】の参加経験



第4節 課題のまとめ

文化を取り巻く社会情勢や、本市の文化芸術や文化財の現状と課題、また、市民や文化芸術活動団体への調査などから、本市における文化振興の課題を整理します。



(1) 人材育成

文化芸術活動は、人々の豊かな心を育むだけでなく、子どもや若者の育成、高齢者の生きがいなどにつながるものです。

本市において、子どもから大人、高齢者まで障がいのある人もない人も、また、性別や国籍に関わらず、全ての市民が文化に触れ、感性や創造力を育むためには、「鑑賞」「体験」「学び」などの文化に親しむ機会が求められており、男性や女性、子どもや高齢者といったそれぞれの世代や対象にあったイベントや広報について検討する必要があります。また、子どもたちの感性を育むためには、学校との連携を深めていくことが大切です。

また、少子高齢化の社会では、後継者の育成が重要な課題となっています。近年は、地域において地域文化の伝承への取り組みが活発に行われており、実際に見たり参加したりすることで、子どもたちの地域文化への意識の醸成につながっており、今後も継続して取り組めるよう支援が求められています。そして、さまざまな分野の文化を次世代につなげていくために、より多くの市民が文化芸術活動や文化に関するイベントなどに積極的に参加するよう働きかけることも必要です。

さらに、グローバル化する社会の中で、多様な文化にふれ、お互いを受け入れることができる、国際理解のある人材が求められています。

本市の文化を振興していくには、文化を伝え、支える多くの人材が必要となっており、市民が生まれ育った郷土に愛着を持ち、それぞれの立場で役割を担い、文化を振興していくことが求められています。



(2) 文化芸術活動の基盤整備と支援

本市では、数多くの団体や個人などによりさまざまな文化芸術活動が行われており、この文化芸術活動が本市の文化を支え、市民に文化を広げていく大きな役割を担っています。

この文化芸術活動を広げるためには、より多くの市民が文化芸術活動に参加することができるような支援が求められています。

そこで、行政と共に文化を振興するための役割を持つものとして、佐賀市と佐賀市文化振興財団が連携を深め、文化芸術活動に携わる個人や団体と連携し合い、さまざまな文化芸術活動が行いやすいしくみをつくる必要があります。

文化芸術活動団体の状況においては、会員数の減少、または活動規模の縮小傾向にある団体が多くなっており、活動を継続していくにあたって、「新たな会員の確保」に向けた支援が求められています。

また、優れた技術をもち、文化を継承し、創造している芸術家や専門家への支援も欠かせないものとなっており、それらを評価し、多くの人に広めていくことは、本市の文化向上のために重要な支援といえます。



(3) 歴史遺産の保存と活用

本市には、国宝や重要文化財のように指定を受けている文化財以外にも、重要な歴史遺産が数多く存在しています。国・県・市による保存はもちろんのこと、地域の宝として地域住民による文化財の保存や管理が求められています。そのためにも、市民が文化財の意義や価値を理解し、保存や活用に対する意識を高めていく必要があります。

また、地域コミュニティの形成や郷土愛などを醸成していくうえで重要な要素となる地域文化は、次世代へ引き継ぐための地域の活動や事業への支援、また、後継者育成の支援が求められています。



(4) 文化によるまちづくり

本市には、数多くの文化財や受け継がれてきた伝統文化、そして、新たな文化を創造する芸術など、文化資源が豊富にあります。さまざまなツールを活用し、これらの文化資源の情報発信を効果的に行い、地域に根ざした文化のまちづくりに向けての環境を整備することが求められています。

特に、個々の文化財には、その文化財固有の歴史と物語があることから、多くの人を魅了し、観光資源としての活用も期待されており、例えば、東名遺跡や肥前国庁跡、三重津海軍所跡などを核とした周辺遺跡を含めたルートの整備を行うなどの活用が求められています。

そのため、文化・文化財を活用したまちづくりのためには、市民一人ひとりが文化の価値や意義を理解することや、行政が身近で文化芸術活動が行える場所や機会を創出すること、また、文化を軸とした産学官連携を図るなど、積極的な事業展開が望まれています。

第3章 計画の基本的な考え方

- ◆第1節 計画の基本理念
- ◆第2節 計画の基本方針
- ◆第3節 計画の構成



■国指定史跡 大隈重信旧宅

第1節 計画の基本理念

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールをはじめとする多様な文化施設があり、そこでは、多くの市民が多様な文化芸術の鑑賞や文化芸術活動を行っています。

また、市民による文化芸術活動では、佐賀市文化連盟をはじめ市民文化団体や個人などによるそれぞれの活動があり、次世代への発展的継承が期待されており、地元学生らによる中心市街地をアートで彩るイベントなど、多様な文化芸術活動の基盤もできつつあります。

代表的な歴史遺産には、日本最古の湿地性貝塚を擁する縄文時代の集落遺跡「東名遺跡」をはじめ、城下町佐賀を潤してきた江戸時代の利水施設「石井樋」、佐賀藩主鍋島氏の居城であった「佐賀城跡」、幕末・明治に活躍した佐賀の先人にゆかりのある史跡、そしてわが国の近代化のさきがけとなった「築地反射炉跡」や「三重津海軍所跡」をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産などがあります。

また、無形の文化遺産として、佐賀市独特の「浮立」や九州唯一の「田楽」などの民俗文化財が多数継承されています。このほか、「徐福」や「鑑真」のような言い伝えや伝説といった伝承遺産や「葉隠」に求められる精神文化は、佐賀の歴史文化の奥行きを更に深いものにしています。

これらの文化資源を受け継ぎ、また、文化に触れ、創作活動を行うことで、豊かな人間性を涵養し、感性や創造力を育み、そして、地域文化として後世に伝えていくよう、更なる本市の個性ある文化の進展をめざして、「佐賀市文化振興基本計画」の基本理念を次のように掲げます。

**豊かな人間性を育み、
創造性あふれる佐賀文化の振興**

第2節 計画の基本方針

1 基本方針・基本目標

基本理念である「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を実現していくため、「人づくり」「まちづくり」の視点から、「文化を『創る』『伝える』『支える』人づくり」と「個性あふれる文化のまちづくり」の2つを基本方針として設定します。

また、先に示した文化振興の課題を解決するため、4つの基本目標を設定します。

基本方針 文化を「創る」「伝える」「支える」人づくり

文化の振興を図るには、次世代の育成や子どもの文化芸術活動の充実が必要です。そのため、文化芸術活動を推進し、家庭や社会において、文化芸術に触れ、学ぶことができる機会の創出を進めます。また、市民によるさまざまな文化芸術活動を支援し、いきいきと文化芸術活動を行い、文化を通じた人づくりを進めます。

基本目標1 文化を通じた人づくり

基本目標2 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり

基本方針 個性あふれる文化のまちづくり

自然や歴史、民俗文化など地域に根差した資源を保存、継承し、魅力ある文化のまちづくりへの活用と、文化活動による地域活性化をめざします。また、身近なところで多様な文化芸術に触れることができる環境を整備し、個性あふれる文化のまちづくりを進めます。

基本目標3 文化財の保存と活用による地域づくり

基本目標4 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり

第3節 計画の構成

基本理念

基本方針

基本目標

事業方針

豊かな人間性を育み、
創造性あふれる佐賀文化の振興

文化を
「創る」「伝える」
「支える」人づくり

1. 文化を通じた人づくり

- ・子どもたちの豊かな感性の育成
- ・文化振興の担い手の育成
- ・誰もが文化に親しめる機会の提供
- ・国際交流と多文化理解の推進

2. 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり

- ・文化振興財団との連携
- ・文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援
- ・文化を伝える、支える人への支援

個性あふれる文化のまちづくり

3. 文化財の保存と活用による地域づくり

- ・地域における伝統文化の継承支援
- ・歴史遺産の保存と活用

4. 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり

- ・文化情報の発信
- ・身近な場で文化にふれることができる場所づくり
- ・利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備
- ・観光資源としての活用推進
- ・企業、大学との協働による文化振興

第4章 文化振興の取組

- ◆第1節 文化を通じた人づくり 【基本目標1】
- ◆第2節 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり
【基本目標2】
- ◆第3節 文化財の保存と活用による地域づくり
【基本目標3】
- ◆第4節 地域に根ざした特色ある文化のまちづくり
【基本目標4】



■国指定重要文化財 吉村家住宅

第1節 文化を通じた人づくり

【基本目標1】

(1) 子どもたちの豊かな感性の育成

文化は、子どもたちの感性や創造力を育むために重要なものです。本市の将来を担う子どもたちが、豊かな社会を築いていくためには、豊かな感性を育む必要があります。そのため、学校や地域、NPOと協力し子どもたちが文化芸術や歴史に触れる機会の提供に努めます

主 な 取 組	内 容
子どもの文化芸術鑑賞の推進	子どもたちの豊かな感性を育むため、多様な文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。
学校における郷土学習の取組への支援	子どもたちが、佐賀の歴史や伝統文化を学び郷土に誇りや愛着を持てるよう、「総合的な学習の時間」などを利用した出前授業や講座を実施します。
学校における文化芸術の取組への支援	子どもたちが文化芸術活動のすばらしさを感じ、文化芸術への関心を高められるように、文化芸術活動団体や芸術家などと連携して、ワークショップなどを取り入れた学校へのアウトリーチ活動を実施し、創造体験の機会を提供します。
教育関係者が多様な文化芸術や歴史を学ぶ機会の提供	子どもたちがより多くの文化芸術や歴史に触れられるよう、まずは教育関係者が親しみ、理解を深める機会を提供します。



■東名遺跡の出前授業（市内小学校）



■学校へのアウトリーチ事業

(2) 文化振興の担い手の育成

本市の文化を振興していくためには、多くの市民が関心を持って、文化に触れ、活動を行っていく基盤づくりが必要となります。本市では、さまざまな文化芸術活動や伝統芸能等が行われ、文化に関する講座なども行われています。これらの活動や講座などに、より多くの市民が参加し、活動していくことができるよう取組みます。

主 な 取 組	内 容
文化芸術活動や講座、伝統芸能などへの参加促進	文化の担い手の裾野を広げていくために、文化芸術活動や講座、伝統芸能などへの参加を促進します。 また、子どもや若者たちを含め多くの人たちが地域の祭りや伝統文化に積極的に参加できるよう、日頃から地域の人との交流を促し、文化活動に取り組むきっかけをつくります。
文化の担い手の育成につながる支援	伝統芸能や生活文化、また、地域固有の伝統文化や文化財といったさまざまな文化を将来に伝えていくため、担い手の育成につながるきめ細やかな支援を行います。



■音楽ワークショップの様子



■佐賀県指定重要無形民俗文化財
市川の天衝舞浮立

(3) 誰もが文化に親しめる機会の提供

本市では、市民が幅広い分野の文化に触れ、豊かな感性を育んでいくために、各文化施設で文化に親しむ鑑賞の機会を提供しています。今後も市民のニーズを把握しながら充実を図り、鑑賞以外にも、親子や家族などで学習や体験といった活動を行うことができるような場の提供に努め、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い提唱されている「新しい生活様式」の実践を通して、誰もが文化に親しめる機会の提供を行います。

主 な 取 組	内 容
佐賀市文化振興財団や各文化施設の自主企画による催しの充実	幅広い文化に触れることができるよう、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。
子どもや若者、高齢者まで、幅広い世代への文化芸術に親しめる機会と場の提供	幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。 小学校や公民館などを利用し、親子や家族で、また、子どもや若者が地域の大人たちとさまざまな体験ができるよう、環境づくりを促進します。
さまざまなメディアを用いた情報の提供	広報誌やSNS等、市民のニーズに合わせたメディアを活用し、文化に親しむ機会の提供のための情報発信を行います。
新しい生活様式の実践を通じた文化に親しめる機会の提供	新型コロナウイルスなどの感染症対策を適切に講じることで、誰もが文化に親しめる機会を提供します。

(4) 国際交流と多文化理解の推進

あらゆる分野における国際化・グローバル化の進展にともない、多くの国の文化に触れる機会が増大しています。その中において、それぞれの国の文化を尊重し、受け入れることができる柔軟な心を育むため、姉妹都市や友好都市との交流の充実を図ります。また、学校教育や地域の身近な場で、インターネット等も活用しながら、多くの国の文化を学習・体験する機会の提供に努めます。さらに、増加傾向にある定住外国人に対しても情報発信を行うことで、多文化への理解の推進に努めます。

主 な 取 組	内 容
姉妹都市・友好都市との交流の充実	各姉妹都市・友好都市との中学生や高校生の相互派遣を行います。
多文化に触れる機会の提供	国際交流員や定住外国人との交流を通して、多文化に触れる機会や学習の機会を提供します。

第2節 多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり 【基本目標2】

(1) 文化振興財団との連携

本市の文化を振興するため、佐賀市文化振興財団との連携を強化し、市民へ親しみやすい文化を提供し、一人でも多くの市民が活動に取り組めるように努めます。

主 な 取 組	内 容
文化振興財団の自主企画による催しの推進	多種多様な文化芸術活動が行われるよう、文化振興財団の計画的な自主企画による催しの推進を図ります。また、市民が文化を身近に感じることができるよう、公民館や学校、福祉施設などでのアウトリーチ事業を行います。
文化施設の円滑な運営	市の主要な文化施設の円滑な運営を行い、施設の利便性の向上や市民への文化芸術に関する情報の発信を行います。
市民と文化のコーディネート役の強化	市民が、身近にさまざまな文化の鑑賞機会を得て、文化芸術活動に親しむことができるよう、文化的な取り組みのコーディネートの役割を担います。また、文化・芸術人材バンク制度の充実及び活用の推進を図ります。



■佐賀市文化会館 大ホール



■東与賀文化ホール

(2) 文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援

本市では、数多くの団体や個人などにより、さまざまな文化芸術活動が行われています。これらの活動は、本市の文化を向上させ、文化の重要性や意義を市民に広く周知していく重要な役割を担っていることから、活動を行いやすい環境の整備に努めます。また、活動団体への加入促進の支援や、その活動をより効果的に行うため、文化ボランティアの育成に努めます。

主 な 取 組	内 容
文化ボランティア活動の推進	さまざまな文化行事を行う上で、企画や運営に多くの市民が文化ボランティアとして参加できるよう調査・研究を進めます。
佐賀市文化連盟への加入促進	総合的な文化芸術活動を行っている佐賀市文化連盟の会員募集のための活動を支援します。
文化芸術活動への支援	市民が文化芸術活動を行うためのさまざまな情報の収集・提供を行います。
文化芸術活動団体などの情報発信	文化芸術活動をより活発化するために、さまざまな文化芸術活動をしている団体や文化教室の情報を市民へ発信します。

(3) 文化を伝える、支える人への支援

本市の文化を高め、広く文化を発信していくことができる人たちを支援し、市民に周知できる環境の整備に努めます。

主 な 取 組	内 容
顕彰制度の充実	文化芸術活動の活性化や積極的な文化芸術活動への参加を促すため、顕彰への支援を図ります。
発表の機会の提供	芸術家や専門家の活動意欲の向上を図り、更なる発展につなげるため、佐賀市民芸術祭などを充実させ、さまざまな発表の機会を提供します。



■佐賀市文化連盟合同文化祭

第3節 文化財の保存と活用による地域づくり 【基本目標3】

(1) 地域における伝統文化の継承支援

少子高齢化や地域のつながりの希薄化といった社会情勢から、代々受け継がれてきた地域固有の伝統文化の保存・継承が難しくなっています。このような伝統文化は地域コミュニティの醸成に必要不可欠なものであるため、確実に次世代に継承できるよう、その保存・継承の支援に努めます。

主 な 取 組	内 容
地域文化の保存・継承支援	受け継がれてきた地域固有の伝統文化を保存・継承していくために、後継者育成を含め、必要な支援を行います。
地域固有の伝統文化への参加や体験の充実	地域固有の祭り、行事などに積極的に参加を促すとともに、誰もが参加しやすいイベントなどを企画します。
地域間の文化交流などの促進	地域固有の祭り、行事、イベントなどの情報発信を行い、地域間の文化交流を促します。
歴史遺産の掘り起こし	これまであまり知られていなかった歴史遺産や歴史的人物の掘り起こしを行います。また、言い伝えや伝説などの活用を図ります。



■ 佐賀市の無形民俗文化財
パンフレット



■ 国指定重要無形民俗文化財
白鬚神社の田楽

(2) 歴史遺産の保存と活用

本市に所在する数多くの歴史遺産について、調査・研究や評価を行い、文化財の適切な保存に努めます。また、佐賀城跡、東名遺跡、三重津海軍所跡などをはじめとする歴史遺産を、地域の宝として、積極的に情報発信し活用を図るため、必要な施設の整備に加え、耐震対策や防火対策などの防災に関する取り組みを行います。

さらに、これらの歴史遺産の大切さを市民に理解してもらうことで、地域での管理や活用の促進にも取り組みます。

主 な 取 組	内 容
文化財の調査・研究や評価の充実	歴史遺産や伝統文化の調査・研究や評価を行い、本市にとって重要なものを文化財に指定し、適切な保存に努めます。 また、幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査や文献調査を実施し、史実の解明に努めます。
文化財の公開・活用の充実	発掘調査現地説明会や企画展、シンポジウムなどを行い、文化財を広く公開・活用していきます。
東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備	東名遺跡の史跡整備の一環として、ガイダンス施設の整備を行います。なお、この施設は、佐賀市内各地から出土している遺物を保存・活用できる埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えた複合施設として整備します。
地域住民への文化財の周知や協力の体制づくり、文化財所有者への保存管理意識の啓発	歴史と伝統に培われた貴重な歴史遺産を末永く後世に伝えるためには、地域住民の文化財に対する理解が必要です。そのため、適切な情報発信に努めるとともに、所有者及び地域住民の協働意識の醸成を図り、防犯・防災なども含め文化財の適正な保存管理意識の向上に努めます。
歴史的景観資源所有者への支援	貴重な歴史的景観資源の保存と活用のため、歴史的建造物の所有者などへの支援に努めます。



■国指定史跡 三重津海軍所跡
(ドライドックの渠壁骨格)



■文化財防火訓練の様子
(佐賀市指定重要文化財 勝宿神社本殿)

第4節 地域に根ざした特色ある文化の まちづくり 【基本目標4】

(1) 文化情報の発信

文化のまちづくりを進めるためには、行政、市民一人ひとりの文化意識の高揚を図る必要があります。文化芸術や文化財に関するさまざまな情報を積極的に提供、発信することにより、意識の高揚を図ります。

主 な 取 組	内 容
市による文化情報発信の充実	さまざまな媒体を活用し、文化行事や文化財などの情報を広く発信し、市民に積極的な文化芸術活動への参加を促します。
さまざまなメディアの活用	市民に文化への興味や関心を持ってもらい、文化意識の高揚を図るために、市報、市ホームページ、SNSなどを効果的に活用します。また、チラシ、ポスター、パンフレットなどの各種媒体やマスメディアなどを使用し、周知を行います。



■ 史跡等を活用したイベントのチラシ



■ 東名縄文館における課外授業の様子

(2) 身近な場で文化にふれることができる場所づくり

市民が、誰でも、いつでも、どこでも文化に触れ、特色ある文化のまちづくりを行っていくために、身近な場所で文化芸術活動が行える環境の整備に努めます。

また、街なかやそれぞれの地域で文化に関するイベントなどを実施し、地域活性化に努めます。

主 な 取 組	内 容
既存施設の利活用促進	気軽に文化に触れる機会を提供するために、文化活動ができる既存施設の情報を市民に発信し、利活用の促進につなげます。
歴史文化講座の実施	市民のニーズに応えた歴史文化講座を実施することで、多くの市民に文化に触れる機会の提供を行います。
街なかなどでの文化交流の推進	市民の交流の中心である街なかなどで文化に触れる機会を提供し、交流の促進を図ります。

(3) 利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備

多くの市民が文化芸術の鑑賞や活動を行うときに、利用しやすいよう施設環境や交通アクセスなどの向上に努めます。

主 な 取 組	内 容
文化施設の整備・充実	障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが文化施設を利用できるように、施設の整備・運用を行い、発表や鑑賞の機会を提供します。 また、施設の利用等に際しては、利用者目線で必要な情報の提供を行えるよう施設の整備に努めます。
各文化施設への交通アクセスの向上	来訪者が目的の文化施設へスムーズに行くことができるよう、交通事業者と連携して利便性向上に努めます。



■ 特別支援学校へのアウトリーチの様子



■ 佐賀市文化会館整備イメージ

(4) 観光資源としての活用推進

指定文化財とあわせ、本市に分布している歴史遺産を広く市内外へ周知を図り、観光資源としての活用に努めます。そのための環境整備を行い、観光客誘致につなげます。

主 な 取 組	内 容
世界遺産などの積極的な活用	「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである三重津海軍所跡を観光資源として活用を図り、関連施設である佐賀城本丸歴史館との連携や他の幕末佐賀藩の近代化産業遺産（築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡）とも関連づけた情報発信や活用を行います。
案内サインの整備	市内にある指定文化財などを市民や観光客にわかりやすく紹介するために、観光ルートを意識した案内サインの整備を計画的に行います。
歴史・文化案内人の育成	市民や観光客に、市の歴史・文化を広く紹介し、その魅力を発信していく歴史・文化案内人などの育成を行います。
文化財を中心とするモデルコースの設定	市民や観光客のニーズに合わせ県や近隣自治体とも連携した歴史遺産などを見て回れるモデルコースの設定を検討します。

(5) 企業、大学との協働による文化振興

本市には、多くの企業、複数の大学があります。地域における産・学・官・民が持つノウハウは、文化を振興するために貴重な資源となります。高い技術をもった企業や大学と連携を強化することで、本市の文化の向上を図ります。また、文化の分野との交流により地域産業の活性化を図ります。

主 な 取 組	内 容
伝統産業の活性化	伝統産業の価値を広く紹介することで、保存と継承を図り、地域の活性化につなげます。
地域産業の活性化	芸術家たちと産学官民との交流により、地元産品の開発や人材の交流などによる、地域産業の活性化を図ります。
文化財の研究や保存に向けた企業や大学との協働	企業や大学などと連携を図り、文化財の調査・研究や保存を行う体制づくりに努めます。また、本市には複数の大学があり、文化活動に取り組む学生などと協力して、文化の振興を図ります。

第5章 重点事業

◆第1節 重点事業の位置づけ

◆第2節 重点事業の内容



■佐賀市民吹奏楽団
（佐賀市民芸術祭でのパフォーマンス風景）

第1節 重点事業の位置づけ

本計画の基本理念である「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」の実現に向け、取り組みの中から早急に実施すべき優先度の高いものや取り組むべき民意の高いものを重点事業として設定し、計画実現の方向性、具体策などを示していきます。

この重点事業は、計画を実効性あるものとし、より現実味を帯びた佐賀市の文化振興の将来展望を導くものとなります。

第2節 重点事業の内容

(1) 次世代につなぐ人材育成支援

障がいの有無や国籍に関わらず、全ての人に対して、歴史・伝統文化の継承や文化芸術を鑑賞、体験、学びができる機会を提供することで、次世代を担う人材育成を支援します。

将来の文化の担い手となる人々が、感動したり、研鑽を積む機会を増やすことで、佐賀市の未来の文化振興につなげます。

■具体的な取組（例）

- ・文化芸術のアウトリーチ事業や文化芸術招待事業の実施
- ・文化芸術活動を行う人々が一流のアーティストと交流し学ぶ機会の提供
- ・学校と連携した文化財などの出前授業の実施やインターンシップ（就業体験）の受入れ
- ・インターネットを活用した文化芸術の情報発信
- ・佐賀市文化連盟など市内で活動する団体などへの支援

など

(2) 東名遺跡の史跡整備及び埋蔵文化財センターの整備

約8,000年前の湿地性貝塚を擁する集落遺跡である東名遺跡は、良好な状態で現地保存されています。東名遺跡への理解を深めるために、史跡の整備とともにガイダンス施設の整備を行います。ガイダンス施設では、東名遺跡から大量に出土している日本最古級の編みかごや木製品などの遺物を展示します。

一方、佐賀市内各地から、毎年出土している貴重な遺物については、展示ができる施設がなく、その遺物のほとんどが保存されるだけとなっています。

この問題を解消するために、東名遺跡ガイダンス施設と埋蔵文化財センターの複合施設を整備することで、東名遺跡の遺物とともに市内各地の遺物についても、保存・活用を行います。

■具体的な取組（例）

- ・東名遺跡の史跡整備の推進
- ・東名遺跡ガイダンス施設と埋蔵文化財センターの複合施設の整備推進

など

(3) 無形民俗文化財の記録・保存

浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では12件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。

このような状況下において、無形民俗文化財を適切に継承・保存していくために、正確な映像記録の作成をはじめ、さまざまな支援策を講じていきます。

■具体的な取組（例）

- ・ 無形民俗文化財の調査、研究
- ・ 無形民俗文化財の映像記録作成
- ・ 無形民俗文化財への支援
- ・ 無形民俗文化財の情報発信 など

(4) 幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進

三重津海軍所跡をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査・文献調査を行います。その成果を基に、遺跡の適切な保存に努めるとともに、情報発信を行いながら、活用策を検討します。

■具体的な取組（例）

- ・ 幕末佐賀藩の近代化産業遺産に関する発掘調査・文献調査の推進
- ・ 発掘調査現地説明会の積極的な実施と市の施設等を利用した出土遺物の公開 など

(5) 文化施設の整備・活用

近年利用者が増加している佐賀市文化会館や東与賀文化ホールについて、文化に関するアンケートでは、市民や文化団体からの「文化施設の整備」を求める声が多くなっています。市有の文化施設をはじめとした市内所在の施設の利活用を促進するとともに、佐賀県が推進するSAGAサンライズパークの整備と連携した佐賀市文化会館の改修などを行い、市民が利用しやすい環境の整備に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い提唱されている「新しい生活様式」の実践を通して、さまざまな感染症対策を講じながら、人々が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。

■具体的な取組（例）

- ・ 佐賀市文化会館、東与賀文化ホールの施設、設備改修の推進
- ・ SAGAサンライズパーク整備と連携した佐賀市文化会館の改修などの推進
- ・ 施設における案内表示等の多言語化をはじめとするユニバーサルデザインの推進
- ・ さまざまな文化鑑賞の機会等の提供による文化芸術に親しめる場の創出
- ・ 市内の文化施設の情報提供、案内
- ・ 地域の文化団体の活動（練習）拠点となりうる場所の検討 など

第6章 計画の推進に向けて

◆第1節 計画の推進体制

◆第2節 数値目標の設定



■音楽アウトリーチの様子

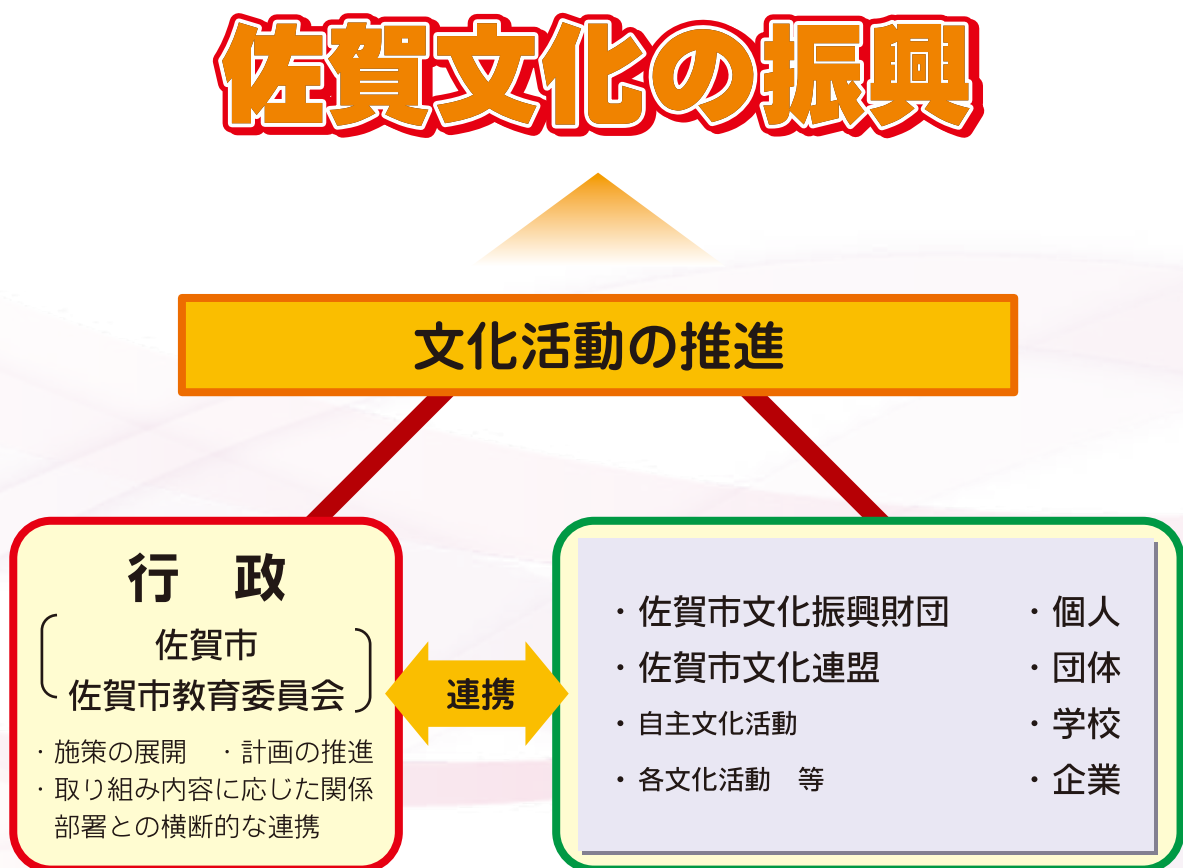
第1節 計画の推進体制

(1) 行政内部及び関係団体等との連携・協力

文化振興がまちづくりの一つの視点となる中、行政内部では、主務担当課を中心に庁内の関係部署との連携体制を築き、協力しながら本計画の推進を図ります。

また、佐賀市民の文化活動を促進し、さまざまな取り組みを実現する上では、関係団体や文化活動に取り組む企業、個人との連携・協力が重要です。関係団体の中でも、佐賀市文化振興財団とは、文化芸術の振興の面において、活動の場の提供、鑑賞機会の提供といった実務を担う団体として密に連携を図っていきます。

このように、行政、関係団体、企業、学校、市民がともに連携・協力しながら本計画を推進し、佐賀文化の振興に向けて取り組みます。



(2) 佐賀市文化振興基本計画推進懇話会

各団体代表や有識者、市民などで構成する推進懇話会を催し、本計画の進捗状況の点検や、方向性のチェックを行います。

また、計画の見直しなどが必要になる場合においては、推進懇話会に諮るものとします。

(3) 計画の評価

計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検（Check）⇒見直し（Action）といった計画管理のための PDCA サイクルを実行し、本計画の実現を図りながら、文化振興への効果を着実に上げ、佐賀文化の向上をめざします。このため、市民の視点も踏まえながら、行政が中心となって計画の進捗状況を把握するものとします。

また、定期的に市民の文化に対する意識や意見を聞くための調査などを行い、市民意識や文化芸術活動の現場で発生するさまざまな課題の把握に努めます。



第2節 数値目標の設定

(1) 市民の文化に対する意識の向上

本計画の推進のため、市民の文化に対する意識の向上度を測る数値目標を設定しています。数値目標については、本計画の上位計画である第4次佐賀市教育振興基本計画の成果指標と同一のものとし、その目標値（令和6年度）を掲載しています。

また、本計画における目標値（令和7年度）については、計画策定時点（令和2年度）において、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、収束の見通しが不明瞭であるため、令和6年度と令和7年度の数値目標を同じ割合にしています。

成果指標	基準値	現 在	目標値	本計画目標値
	平成30年度	令和元年度	令和6年度	令和7年度
市内で開催された歴史関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	24.6%	14.9%	25.0%	25.0%
市内で開催された文化芸術関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	41.5%	35.7%	50.0%	50.0%
市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思う市民の割合	44.6%	47.8%	52.0%	52.0%
文化芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	46.3%	45.6%	50.0%	50.0%

(2) 市民の文化的な行動に対する数値目標

佐賀市文化会館及び東与賀文化ホールは、佐賀市の文化活動の中心となる施設であることから、両施設の入場者数を市民の文化的な行動に対する数値目標として設定しています。

成果指標	基準値	本計画目標値
	令和元年度	令和7年度
佐賀市文化会館の入場者数	381,636人	400,000人
東与賀文化ホールの入場者数	56,468人	57,000人

資料編

(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員会委員名簿……	64
(2) 第3次佐賀市文化振興基本計画策定の経過……	64
(3) 佐賀市所在主要指定文化財一覧……	65
(4) 佐賀市文化会館の施設概要……	71
(5) 佐賀市立東与賀文化ホールの施設概要……	72
(6) 佐賀市の社会教育施設等一覧……	73
(7) 関係法律……	75
(8) 文化財保護の体系……	80

(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員会委員名簿

【任期：令和元年12月12日～令和3年3月31日】

(敬称略)

	分野	氏名	所属等	委員会職務
1	考古学・歴史学	タカシマ チュウヘイ 高島 忠平	公益財団法人佐賀県芸術文化協会 理事長	委員長
2	民俗学・歴史学	カネコ シンジ 金子 信二	佐賀市文化財保護審議会 委員	副委員長
3	無形民俗文化財	ニシハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長	
4	文化振興	シラキ ノリヨシ 白木 紀好	佐賀市文化連盟 会長	
5	マスコミ	クワハラ ノボル 桑原 昇	佐賀新聞社 論説委員長	
6	文化振興	ミヤザキ ヨウジ 宮崎 陽治	公益財団法人佐賀市文化振興財団 次長	
7	障がい福祉	フクシマ リュウザブロウ 福島 龍三郎	社会福祉法人はる 理事長	
8	公募	ヨシムラ マサミ 吉村 麻沙美	アートスタジオ・チョークミント 代表	

(2) 第3次佐賀市文化振興基本計画策定の経過

期日	内 容
令和元年12月12日	第1回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和元年12月 ～ 令和2年 3月	佐賀市の文化に関するアンケート調査実施
令和2年 5月15日	第2回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月12日	第3回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月30日	第4回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年12月 8日	教育委員会研修会に報告
令和2年12月14日	市議会11月定例会 文教福祉委員研究会に報告
令和2年12月25日 ～ 令和3年 1月26日	パブリックコメント実施 ◇意見募集期間：令和2年12月25日(金)～令和3年1月26日(火) ◇意見募集告知：市報さが1月1日号、市ホームページ ◇資料閲覧場所：情報公開コーナー、文化振興課、各支所総務・地域振興グループ、市立公民館等、市立図書館、佐賀市文化会館、東与賀文化ホール、市ホームページの「パブリックコメント」
令和3年 1月27日	パブリックコメントに係る結果の公表
令和3年 2月19日	第5回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和3年 2月24日	定例教育委員会において計画最終案の議決

(3) 佐賀市所在主要指定文化財一覧

(1) 国指定文化財 [33件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文化財名称	所在地	指定年月日
国宝	書跡	1	催馬楽譜	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和27年11月22日
重要文化財	建造物	1	与賀神社楼門一棟	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	建造物	2	佐賀城鯨の門及び続櫓一棟	城内二丁目	昭和32年6月18日
	建造物	3	与賀神社三の鳥居及び石橋二基	与賀町2番50号	昭和45年6月17日
	工芸品	4	太刀一口 銘康伝康光	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和25年8月29日
	考古資料	5	熊本山出土の舟形石棺とその一括遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成元年6月12日
	古文書	6	深堀家文書三八六通	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	古文書	7	松浦山代家文書	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	書跡	8	紙本墨書東遊歌神楽歌	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和9年1月30日
	彫刻	9	木造普賢延命菩薩騎象像一軀	久保泉町大字上和泉	昭和32年2月19日
	工芸品	10	銅鐘一口	大和町大字川上3881 健福寺	昭和25年8月29日
	工芸品	11	金銅製宝塔一基	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年6月30日
	考古資料	12	瓦経(築山経塚出土) 二二九枚	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成11年6月7日
	古文書	13	河上神社文書二四七通	佐賀県立図書館(寄託)	昭和55年6月6日
	彫刻	14	木造円鑑禅師座像一軀	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和25年8月29日
	建造物	15	旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	諸富町大字為重地先	平成15年5月30日
	建造物	16	吉村家住宅	富士町大字上無津呂字羽金	昭和49年2月5日
	建造物	17	山口家住宅	川副町大字大詫間930番地	昭和49年2月5日
	工芸品	18	色絵 山水竹鳥文輪花大皿 鍋島1枚 (附指定)色絵 山水竹鳥文輪花大皿 景德鎮	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成25年6月19日
	工芸品	19	色絵椿文大皿 鍋島 二枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成30年10月31日
重要有形民俗文化財		1	有明海漁撈具 293点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和40年6月9日
重要無形民俗文化財		1	白鬚神社の田楽	久保泉町大字川久保	平成12年12月27日
		2	見島のカセドリ行事	蓮池町大字見島 熊野神社	平成15年2月20日
史跡		1	帯隈山神籠石	久保泉町大字川久保	昭和26年6月9日
		2	大隈重信旧宅	水ヶ江二丁目11番11号	昭和40年6月4日
		3	西隈古墳	金立町大字金立2936番地5	昭和50年6月26日
		4	銚子塚	金立町大字金立2355番地	昭和53年3月11日
		5	肥前国庁跡	大和町大字久池井2738-2	平成元年9月22日
		6	三重津海軍所跡	川副町大字早津江 諸富町大字為重	平成25年3月27日
		7	東名遺跡	金立町大字千布	平成28年10月3日
天然記念物		1	カササギ生息地	佐賀平野一帯	大正12年3月7日
		2	えひめあやめ自生南限地帯	久保泉町大字川久保	大正14年10月8日
		3	下合瀬の大カツラ	富士町大字下合瀬字樋口	昭和37年5月16日

(2) 国登録文化財 [5件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文化財名称	所在地	指定年月日
登録有形文化財	建造物	1	徴古館	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成9年11月5日
	建造物	2	野中島屋圓	材木一丁目82番	平成12年2月15日
	建造物	3	与賀神社本殿・幣殿・拝殿	与賀町92番	平成25年6月21日
	建造物	4	旧百崎家住宅主屋	水ヶ江三丁目231	平成29年5月2日
	建造物	5	大隈重信記念館 一棟	水ヶ江二丁目360-2	平成29年6月28日

(3) 佐賀県指定文化財

令和2年4月30日現在

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	絵画	1 紙本着色福満寺古図一幅	北川副町大字江上345番地	昭和51年2月25日
	絵画	2 釈迦・迦葉・阿難図 狩野探幽筆	本庄町大字本庄1112番地1	平成9年5月9日
	絵画	3 山水図模谷文晁筆十二面	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
	絵画	4 矢調べ岡田三郎助筆一面	城内一丁目15番23号 佐賀県立美術館	平成10年5月11日
	絵画	5 紙本着色龍造寺隆信像一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成7年5月26日
	絵画	6 マンドリンを持つ少女 百武兼行筆 一面	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成9年5月9日
	建造物	7 本庄神社石造肥前鳥居一基	本庄町大字本庄1156番地	昭和39年5月23日
	建造物	8 高伝寺釈迦堂	本庄町大字本庄1112番地1	平成12年4月28日
	工芸品	9 短刀一口（肥前国住藤原忠広寛永八年八月日の銘あり）	松原二丁目10番	昭和42年4月22日
	工芸品	10 薙刀一口（銘 表 貞治元年十二月日、裏 備前長船政光）	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和51年2月25日
	工芸品	11 太刀 国行朱銘 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	12 太刀 来国光朱銘 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	13 刀 銘 肥前国住藤原忠広 寛永七年八月吉日 1口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	工芸品	14 刀 長巻なおし 銘 正平十口肥州末貞	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和54年3月31日
	工芸品	15 色絵（流水文碗（台付）、瑠璃地桜花散らし文碗（台付））二組	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成13年2月28日
	歴史資料	16 蒸気車雛形 附貨車他 1台	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	17 蒸気船雛形（外輪船） 1隻	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	18 蒸気船雛形（スクリー船） 1隻	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	工芸品	19 青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	松原二丁目5番23号 鍋島報効会	平成22年3月12日
	考古資料	20 関行丸古墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	考古資料	21 花納丸古墳出土遺物 附花納丸古墳出土遺物の記録	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和56年3月16日
	考古資料	22 丸山遺跡一・二・六・七号墳石室四基及び出土遺物一括	（石室）金立町大字金立（遺物）城内一丁目15番23号	昭和59年3月21日
	考古資料	23 丸山遺跡三号墳舟形石棺	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成3年3月30日
	考古資料	24 西原古墳出土土製表飾遺物一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	25 鍋島本村南遺跡出土遺物一括 細形銅剣・細形銅戈鋳型・石製把頭飾 各一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	26 増田遺跡甕棺墓出土多鈕細文鏡一面	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成13年2月28日
	古文書	27 泰長院文書一二巻一〇五通	与賀町精	昭和59年3月21日
	古文書	28 正法寺文書	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和61年3月19日
	古文書	29 深江家文書	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和62年3月16日
	彫刻	30 大日如来坐像一軀	久保泉町大字川久保4365番地	平成20年3月14日
	書跡	31 正法寺所蔵大般若経一括	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和49年2月25日
	書跡	32 紺紙金字法華経七巻	本庄町大字本庄1112番地1	平成8年5月29日
	書跡	33 紺紙金字法華経七帖	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成8年5月29日
	書跡	34 紺紙銀字法華経八帖	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成10年5月11日
	絵画	35 絹本着色普賢延命菩薩騎象像一幅	大和町大字川上949-2 實相院	昭和50年2月24日
	建造物	36 實相院仁王門一棟	大和町大字川上949-2 實相院	昭和55年3月21日
	建造物	37 與止日女神社西門一棟	大和町大字川上1番地1 與止日女神社	昭和61年3月19日
	工芸品	38 水上懸仏一面	佐賀県立博物館（寄託）	昭和28年11月3日
	工芸品	39 戒体箱（一合）及び説相箱（二口）・如意（一柄）	大和町大字川上949-2 實相院	昭和49年2月25日 （追加：平成9年5月9日）
	工芸品	40 小袖地ドレス 1着	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成31年4月26日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	鍋島直正肖像写真 6枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	令和2年4月30日
	考古資料	42	銅戈一口	佐賀県立博物館(寄託)	昭和52年3月11日
	考古資料	43	西山田二本松遺跡2号住居跡出土銅釦一点	佐賀市城内一丁目 佐賀県	昭和62年3月16日
	考古資料	44	惣座遺跡出土遺物一括 (銀製指輪、銅剣銅矛の鋳型、ガラス製小玉)(附)	大和町大字尼寺1870 大和町	平成2年3月30日
	考古資料	45	本村龍遺跡出土遺物一括(多鈕細文鏡、 鉈、管玉、斧)(附)甕棺二基	大和町大字尼寺1870 大和町	平成5年3月31日
	考古資料	46	一本木遺跡出土湖州鏡 (附)鐻子、土師器杯・土師器皿	大和町大字尼寺1870 大和町	平成10年5月11日
	古文書	47	高城寺文書百通	佐賀県立博物館(寄託)	昭和61年3月19日
	彫刻	48	無著妙融像一軀	大和町大字久池井3257 玉林寺	平成13年2月28日
	考古資料	49	十三塚遺跡出土鏡	佐賀県立博物館(寄託)	平成18年3月31日
	建造物	50	銅造明神鳥居 (寛永十七年二月十五日建)	諸富町大字大堂695番地 大堂神社	昭和46年6月23日
	考古資料	51	石塚一号墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成8年5月29日
	彫刻	52	薬師如来立像	富士町大字中原 中原薬師堂	平成15年3月10日
	彫刻	53	木造阿弥陀如来坐像	県立博物館(寄託)	昭和53年3月20日
	建造物	54	香椎神社四脚門	久保田町大字徳万1550	大正12年3月7日
	考古資料	55	牟田寄遺跡出土銅印	大和町大字久池井2754 (肥前国庁跡資料館)	平成24年4月27日
	考古資料	56	牟田寄遺跡出土卜骨	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成24年4月27日
	考古資料	57	地藏平遺跡出土石器47点	佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育委員会	平成25年4月30日
	考古資料	58	佐賀市上高木出土銅鉾	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和55年3月21日
重要無形文化財		1	名尾紙	大和町大字名尾	令和2年4月30日
重要有形民俗文化財		1	大堂神社奉納北前型弁財船模型	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
		2	佐賀県内農耕生活用具 512点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和52年3月11日
重要無形民俗文化財		1	三重の獅子舞	諸富町大字為重三重 新北神社	昭和39年5月23日
		2	市川の天衝舞浮立	富士町大字市川	昭和40年7月23日
史跡		1	関行丸古墳	久保泉町大字川久保4097番地	昭和47年3月29日
		2	佐賀城跡	城内	平成13年2月28日
		3	船塚	大和町大字久留間字東	昭和28年11月3日
		4	大願寺廃寺跡	大和町大字川上字大願寺	昭和33年1月23日
		5	小隈山古墳	大和町大字川上2691-1他	平成9年5月9日
天然記念物		1	佐賀城趾の楠(群)	城内	昭和28年11月3日
		2	与賀神社の楠一株	与賀町2番50号	昭和40年7月23日
		3	新北神社のビャクシン一株	諸富町大字為重1080番地 新北神社	令和2年4月30日

(4) 佐賀市指定文化財

[1 2 0 件]

令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	絵画	1	絹本淡彩金立神社縁起図一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和47年2月11日
	絵画	2	絹本着彩与賀神社縁起図一幅	与賀町2番50号	昭和53年3月1日
	絵画	3	(高伝寺所蔵) 大涅槃像一幅	本庄町大字本庄1112番地1	昭和59年3月26日
	建造物	4	神野のお茶屋	神園四丁目1番地	昭和42年2月11日
	建造物	5	武家屋敷の門一棟	中ノ小路3番14号	昭和46年2月11日
	建造物	6	佐賀(龍造寺)八幡宮石造肥前鳥居一基	白山一丁目3番2号	昭和47年2月11日
	建造物	7	御位牌所一字 附一、木造阿弥陀如来坐像一軀 二、御位牌二〇二霊分	本庄町大字本庄1112番地1	昭和49年2月11日
	建造物	8	鐘楼一棟	伊勢町6番22号	昭和50年2月11日
	建造物	9	勝宿神社本殿一棟	久保泉町大字川久保4199番地	昭和52年2月11日
	建造物	10	武家屋敷の門一棟	水ヶ江二丁目8番13号	昭和54年3月1日
	建造物	11	伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像一對	伊勢町9番8号	昭和57年3月1日
	建造物	12	武家屋敷の門一棟	八幡小路4番10号	昭和58年3月1日
	建造物	13	旧古賀銀行及び旧古賀家二棟	柳町2番9号、同3番15号	平成7年3月22日
	建造物	14	旧牛島家一棟	柳町4番9号	平成7年10月23日
	建造物	15	旧福田家住宅一棟	松原四丁目3番15号	平成10年5月26日
	建造物	16	旧三省銀行(付属棟含む)一棟	柳町3番12号	平成11年5月25日
	建造物	17	旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	城内二丁目18番1号	平成13年2月20日
	建造物	18	旧嬉野家の武家屋敷の門(薬医門一棟)	松原町二丁目29	平成27年6月15日
	工芸品	19	石造六地藏一基	嘉瀬町大字荻野2514番1	昭和49年2月11日
	工芸品	20	本庄神社石燈籠一對	本庄町大字本庄1156番地	昭和50年2月11日
	工芸品	21	石造六地藏二基	鍋島町大字森田2030番地	昭和50年2月11日
	工芸品	22	石造六地藏六観音像一基	高木瀬町大字長瀬字坪の上	昭和52年2月11日
	考古資料	23	上和泉遺跡出土瓦塔	大和町大字久池井2754 (肥前国庁跡資料館)	平成16年3月23日
	古文書	24	長尾山年譜	北川副町大字江上345番地	昭和43年2月11日
	古文書	25	末代念仏授手印	伊勢町14番5号	昭和45年2月11日
	古文書	26	有田家文書九〇通	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和49年2月11日
	古文書	27	上林家文書一〇五六通	呉服元町5番18号	昭和59年3月26日
	書跡	28	大興寺所蔵大般若経一括	神野東三丁目10番3号	昭和57年3月1日
	書跡	29	島義勇の旅日記一卷	本庄町大字本庄8番地	昭和47年2月11日
	書跡	30	副島種臣の書二幅	呉服元町6番5号	平成5年3月31日
	彫刻	31	石造十六羅漢像並びに石造釈迦三尊像付石造駒形標柱一九軀 付一一基	木原一丁目12番10号	昭和48年2月11日
	彫刻	32	木造鍋島忠直坐像一軀	本庄町大字本庄1112番地1	昭和48年2月11日
	彫刻	33	石造十一面観世音菩薩立像一軀	久保泉町大字川久保	昭和49年2月11日
	彫刻	34	銅造地藏菩薩立像一軀	多布施二丁目2番30号	昭和49年2月11日
	美術工芸	35	木彫毘沙門天立像	西田代一丁目4番6号 本行寺	昭和43年2月11日
	美術工芸	36	鬼丸聖堂の聖像三体と天縦殿の額	松原二丁目5番22号	昭和45年2月11日
	美術工芸	37	不動明王立像一軀	大財二丁目4番5号	昭和46年2月11日
	歴史資料	38	多久安輝の墓誌	八戸一丁目6番35号	昭和62年3月25日
	歴史資料	39	木造了意和尚像	本庄町大字本庄799番地	平成5年3月31日
	歴史資料	40	木原隆忠の墓誌	伊勢町14番5号	平成5年3月31日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	赤松小学校の校務日誌（一括）	中の館町1番39号 赤松小学校	平成7年10月23日
	歴史資料	42	石長寺中興記碑	与賀町 257 番地 1	平成31年1月7日
	歴史資料	43	江里天満宮石造多宝塔	鍋島町大字森田2273番地 江里天満宮	平成31年1月7日
	絵画	44	實相院絵画二幅	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	建造物	45	興止日女神社三ノ鳥居一基	大和町大字川上 1	昭和58年10月17日
	建造物	46	久留間六地藏一基	大和町大字久留間1224	昭和62年7月25日
	工芸品	47	（四天社）石造四天王像立像四軀、石造宝篋印塔一基・石塔残欠一個	大和町大字池上1501	平成9年5月23日
	考古資料	48	佐熊遺跡出土一括（鐔形土製品一個）	大和町大字尼寺1870	昭和62年7月25日
	考古資料	49	本村龍遺跡310号土壙墓出土遺物一括（青磁碗二個、土師器小皿四個、刀子一口）	大和町大字尼寺1870	平成2年5月30日
	考古資料	50	大願寺二本松遺跡出土一括（八花鏡一面、青銅製鉈尾）	大和町大字川上	平成3年5月29日
	考古資料	51	尼寺一本松遺跡甕棺墓出土遺物（一括）	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成29年3月13日
	彫刻	52	木造金剛力士像（仁王像）二軀	大和町大字川上949-2 實相院	平成6年2月27日
	彫刻	53	春日山高城寺仏像五軀	大和町大字久池井3625-1 高城禪寺	平成8年3月5日
	彫刻	54	實相院彫刻十二軀	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	彫刻	55	神變社仏像一軀	大和町大字久留間3420-1 神變社	平成9年5月23日
	彫刻	56	木造湛然梁重座像一軀	大和町大字松瀬2142番地 通天寺	平成13年9月11日
	絵画	57	涅槃図一幅	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	建造物	58	肥前鳥居	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	建造物	59	肥前鳥居一基	諸富町大字徳富1201番地 若宮神社	昭和54年6月30日
	工芸品	60	太田神社肥前狛犬一對	諸富町大字大堂1663番地 太田神社	昭和57年4月1日
	工芸品	61	大黒天坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	工芸品	62	道祖神「なんじゃもんじゃさん」（一對）	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	63	銅造弁財天坐像	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	64	一石五輪塔	諸富町大字為重873番地 多開院	昭和57年4月1日
	工芸品	65	六地藏 2 基（一對）	諸富町大字為重873番地 多開院	昭和57年4月1日
	工芸品	66	天女絵柄半鐘一口	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	67	一木七仏薬師如来立像一軀	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	68	木造阿弥陀如来立像	諸富町大字寺井津436番地 光専寺	昭和57年4月1日
	彫刻	69	木造不動明王坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	彫刻	70	木造阿弥陀如来坐像	諸富町大字大堂1141番地 土師公民館	昭和57年4月1日
	建造物	71	神代勝利公の墓一基（石造宝篋印塔）	富士町大字関屋 宗源院墓地	平成10年5月27日
	彫刻	72	大串社（櫛田神社）の肥前狛犬一對	富士町大字大串三本松 大串社	平成10年11月26日
	石造物	73	香椎神社肥前鳥居一基	久保田町大字徳万1550番地	平成14年1月21日
重要無形文化財		1	ガラス工芸技術（宙吹き等）	道祖元町106番地	平成5年3月31日
重要無形民俗文化財		1	小松の浮立	蓮池町大字小松	昭和42年2月11日
		2	浮立玄蕃一流	神野西二丁目2番	昭和43年2月11日
		3	高木八幡ねじり浮立	高木瀬東二丁目12番8号 高木八幡宮	平成20年11月12日
		4	太田の浮立	諸富町大字大堂1663番地の1	昭和63年3月1日
		5	海童神社奉納浮立	川副町大字犬井道	昭和56年12月15日
		6	松枝神社奉納浮立	川副町大字大詫間	昭和56年12月15日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要無形民俗文化財	7	東与賀銭太鼓	東与賀町大字田中	平成19年9月26日
	8	快万浮立	久保田町快万	平成19年9月27日
重要有形民俗文化財	1	堀江神社神像群	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和42年2月11日
	2	石造えびす坐像一軀	北川副町大字光法字角町	昭和44年2月11日
	3	木彫彩色婦人坐像（観世音胎内仏一軀）	久保泉町大字川久保	昭和44年2月11日
	4	旧城下町の道標（1基）	長瀬町5番54号地先	昭和46年2月11日
	5	木造河童像一軀	蓮池町大字蓮池386番地1	昭和52年2月11日
	6	虫供養塔一基	嘉瀬町大字扇町	昭和55年3月1日
	7	石造恵比須半跏像一軀	西与賀町大字相応相応下	平成7年10月23日
	8	有蓋類形板碑（鳥獣供養塔）	三瀬村杉神社	昭和49年8月22日
	9	六尊六地藏塔	三瀬村詰瀬	昭和49年8月22日
	10	鳥獣供養塔	川副町大字福富（米納津）	昭和63年5月14日
史 跡	1	築地反射炉跡	長瀬町9番 日新小学校校庭	昭和42年2月11日
	2	葉隠発祥の地	金立町大字金立字黒土原	昭和42年2月11日
	3	鍋島直茂誕生地	本庄町大字本庄836番地2	昭和42年2月11日
	4	高伝寺墓所	本庄町大字本庄1112番地1	昭和42年2月11日
	5	龍造寺隆信誕生地	中の館町7番	昭和43年2月11日
	6	万部塔と六地藏	水ヶ江一丁目7番9号（万部島）	昭和43年2月11日
	7	金立神社上宮	金立町大字金立	昭和48年2月11日
	8	初代肥前国忠吉の墓地	伊勢町6番22号 真覚寺	昭和48年2月11日
	9	鍋島家発祥の地 御館の森	鍋島町大字鍋島	昭和56年3月1日
	10	高麗人の墓碑・逆修碑	金立町大字金立3101番地	昭和60年12月12日
	11	乱斗山古墳群	金立町大字金立字六本黒木1544番地 353内	平成5年3月31日
	12	導善寺前方後円墳	大和町大字池上1339-1他	昭和58年10月17日
	13	華藏庵跡	大和町大字松瀬2988番地3	昭和62年7月25日
	14	肥前国分寺跡	大和町大字尼寺958 宗龍寺	平成2年5月30日
	15	大野代官所	富士町大字大野字一本松	平成14年6月24日
	16	燈堂	川副町大字犬井道4357番地6	昭和60年2月25日
	17	此荷大明神	川副町大字小々森254番地	昭和60年2月25日
天然記念物	1	国相寺の楠一株	愛敬町4番54号	昭和44年2月11日
	2	牛島神社の楠一株	東佐賀町15番30号	昭和53年3月1日
	3	大小野の石楠花一株	金立町大字金立字大小野	昭和54年3月1日
	4	高伝寺の梅一株	本庄町大字本庄1112番地1	昭和55年3月1日
	5	日枝神社の楠一株	木原一丁目8番35号	昭和58年3月1日
	6	浄円寺のイチョウ一株	金立町大字千布2336番地	平成7年3月22日
	7	楠木No. 1	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	8	楠木No. 2	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	9	えの木No. 1	個人宅	昭和54年6月30日
	10	大堂神社楠No. 1	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日
	11	大堂神社楠No. 2	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日

(4) 佐賀市文化会館の施設概要

建 物 概 要	所 在 地	佐賀市日の出一丁目21番10号
	敷地面積	34,008.57㎡
	建築面積	9,702㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階、地下1階
	工 期	昭和62年8月～平成元年7月
	総事業費	76億4,000万円
	開 館	平成元年10月1日
大 ホ ー ル	主な用途	音楽を主とした多目的ホール
	収容人員	1,811席（固定席1,806席、車椅子席5席）
	舞台	間口20m、高さ10m、奥行18m
	設備	オーケストラピット、小迫り、音響反射板、残響可変装置、楽屋5室、幼児室
中 ホ ー ル	主な用途	演劇を主とした多目的ホール
	収容人員	814席（固定席808席、車椅子席6席）
	舞台	間口16m、高さ8m、奥行18m
	設備	大迫り、小迫り、音響反射板、楽屋4室、幼児室
イベントホール	主な用途	調光、音調設備を有する多目的な平土間ホール
	収容人員	立席500人、椅子のみ400人、机・椅子300人
	面積	492㎡
リハーサル室	204㎡	
練 習 室	第1練習室	135㎡
	第2練習室	97㎡
	第3練習室	63㎡
大 会 議 室	205㎡	収容人員：130人
小 会 議 室	56㎡	収容人員：20人
特 別 会 議 室	56㎡	収容人員：20人
和 室	30畳	
駐 車 場	普通車 500台（身体障がい者用7台含む）	
喫茶・レストラン	90席	

(5) 佐賀市立東与賀文化ホールの施設概要

建 物 概 要	所 在 地	佐賀市東与賀町大字下古賀1228番地3
	敷地面積	4,092.64㎡
	建築面積	2,869.74㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階
	工 期	平成7年5月～平成8年3月
	総事業費	13億7,800万円
	開 館	平成8年5月
ホ ー ル	収容人員	500席（車椅子席2 母子席4）
	舞台	間口12m、高さ6m、奥行11.5m
	設備	音響反射板
	楽屋	2室（和室）
そ の 他	ホワイエ、ミーティング室	
駐 車 場	平日101台、土日祝日157台 身障者用11台、図書館専用9台 ※東与賀支所と供用	

(6) 佐賀市の社会教育施設等一覧

【1】公民館

令和2年10月1日現在

施設名		延床面積	事務室	会 議 室						図書室	調理 実習室	管理人室	その他	
				大会議室		中会議室		小会議室						計
				形態	面積	形態	面積	形態	面積					
勸興公民館		481.38㎡	33.96㎡	和室 (70畳)	152.40㎡			和室 (12畳)	28.71㎡	181.11㎡	25.88㎡	43.89㎡	43.30㎡	153.24㎡
循誘 公民館	本館	474.05㎡	33.96㎡	洋室	152.40㎡			和室 (12畳)	28.71㎡	181.11㎡	25.88㎡	43.89㎡	43.30㎡	145.91㎡
	別館	120.15㎡				和室 (21畳)	36.86㎡	洋室	36.86㎡	73.72㎡				46.43㎡
	計	594.20㎡	33.96㎡							254.83㎡	25.88㎡	43.89㎡	43.30㎡	192.34㎡
日新公民館		685.94㎡	40.00㎡	洋室	242.40㎡	和室 (30畳)	65.52㎡	洋室	18.20㎡	326.12㎡	29.68㎡	53.62㎡	42.93㎡	193.59㎡
赤松公民館		787.39㎡	49.00㎡	洋室	140.00㎡			和室 (20畳)	53.40㎡	193.40㎡	35.00㎡	49.00㎡	49.00㎡	411.99㎡
神野公民館		751.26㎡	50.20㎡	洋室	134.43㎡	洋室	45.36㎡	和室 (18畳)	40.16㎡	219.95㎡	31.25㎡	57.02㎡	54.32㎡	338.52㎡
西与賀公民館		639.84㎡	46.62㎡	洋室	124.86㎡	和室 (17.5畳)	33.66㎡	洋室	40.01㎡	198.53㎡	70.13㎡	51.66㎡	52.65㎡	220.25㎡
嘉瀬公民館		877.73㎡	41.80㎡	洋室	130.80㎡	和室 (21畳)	36.30㎡	洋室	38.90㎡	206.00㎡	53.00㎡	57.90㎡	52.10㎡	466.93㎡
巨勢公民館		680.67㎡	43.06㎡	洋室	132.50㎡	和室 (20畳)	38.92㎡	洋室	34.78㎡	206.20㎡	69.56㎡	57.17㎡	52.17㎡	252.51㎡
兵庫 公民館	本館	509.59㎡	34.00㎡	洋室	135.00㎡			和室 (16畳)	41.00㎡	176.00㎡	30.00㎡	48.00㎡	49.50㎡	172.09㎡
	別館	146.68㎡		洋室	126.50㎡					126.50㎡				20.18㎡
	計	656.27㎡	34.00㎡							302.50㎡	30.00㎡	48.00㎡	49.50㎡	192.27㎡
高木瀬公民館		706.44㎡	54.00㎡	洋室	180.00㎡	和室 (32畳)	63.72㎡	洋室	29.70㎡	273.42㎡	71.82㎡	56.00㎡	46.71㎡	204.49㎡
北川副公民館		589.21㎡	38.56㎡	洋室	180.40㎡	和室 (30畳)	63.81㎡	洋室	23.04㎡	267.25㎡	28.80㎡	51.84㎡	39.60㎡	163.16㎡
本庄公民館		772.40㎡	48.00㎡	洋室	140.28㎡	和室 (20畳)	44.20㎡	洋室	34.99㎡	219.47㎡	70.00㎡	47.99㎡	48.00㎡	338.94㎡
鍋島公民館		704.50㎡	52.40㎡	洋室	171.00㎡	和室 (20畳)	48.00㎡	洋室	28.00㎡	247.00㎡	70.00㎡	49.00㎡	62.20㎡	223.90㎡
金立公民館		622.54㎡	42.31㎡	洋室	140.00㎡	和室 (24畳)	38.16㎡	洋室	27.90㎡	206.06㎡	70.00㎡	52.00㎡	46.62㎡	205.55㎡
久保泉公民館		634.44㎡	36.44㎡	洋室	132.49㎡	洋室	40.58㎡	和室 (12畳)	19.87㎡	192.94㎡	35.32㎡	57.97㎡	49.67㎡	303.22㎡
蓮池公民館		608.72㎡	36.72㎡	洋室	145.80㎡			和室 (15畳)	34.02㎡	179.82㎡	29.16㎡	51.03㎡	40.05㎡	271.94㎡
新栄公民館		779.14㎡	39.75㎡	洋室	144.28㎡	洋室	40.58㎡	和室 (12畳)	26.50㎡	211.36㎡	28.98㎡	52.17㎡	49.27㎡	397.61㎡
若楠公民館		578.41㎡	38.09㎡	洋室	140.77㎡	洋室	42.03㎡	和室 (12畳)	19.87㎡	202.67㎡	32.18㎡	51.82㎡	56.28㎡	396.99㎡
開成公民館		607.39㎡	44.36㎡	洋室	131.60㎡	和室 (20畳)	48.36㎡	洋室	29.25㎡	209.21㎡	70.40㎡	48.00㎡	54.00㎡	181.42㎡
諸富町公民館		2,203.97㎡	37.47㎡	洋室	515.06㎡	洋室	93.99㎡	洋室	28.93㎡	1,062.90㎡	359.37㎡	93.20㎡	34.70㎡	1,103.57㎡
					132.10㎡	洋室	56.28㎡	洋室	35.82㎡					
						和室 (21畳)	49.65㎡	洋室	35.69㎡					
						和室 (21畳)	49.65㎡	洋室	32.16㎡					
春日公民館		3,227.23㎡	68.00㎡	洋室	208.00㎡	和室 (39畳)	73.00㎡	洋室	34.00㎡	531.00㎡	1,947.00㎡	64.58㎡		616.65㎡
						洋室	66.00㎡	洋室	20.00㎡					
						洋室	63.00㎡	洋室	20.00㎡					
								洋室	47.00㎡					
春日北公民館		731.88㎡	43.88㎡	洋室	122.43㎡	洋室	46.37㎡	和室 (20畳)	38.92㎡	207.72㎡	54.65㎡	53.83㎡		371.80㎡
川上公民館		359.19㎡	19.76㎡	洋室	132.50㎡			洋室	30.74㎡	163.24㎡		49.27㎡		126.92㎡
松梅公民館		724.14㎡	34.00㎡	洋室	142.00㎡	洋室	42.00㎡	和室 (9.5畳)	26.00㎡	210.00㎡	47.60㎡	54.00㎡		378.54㎡
富士公民館		2,216.35㎡	60.48㎡	洋室	378.00㎡	洋室	57.84㎡	和室 (10畳)	31.14㎡	588.72㎡	406.08㎡	72.00㎡		1,089.07㎡
						洋室	55.20㎡							
						和室 (27畳)	66.54㎡							
三瀬公民館		541.58㎡	46.37㎡	洋室	132.50㎡	洋室	28.98㎡	洋室	23.19㎡	184.67㎡	69.56㎡	52.17㎡		188.81㎡
南川副公民館		825.34㎡	41.60㎡	大集会室	242.23㎡	会議室	72.88㎡	和室	24.85㎡	339.96㎡	69.57㎡	52.18㎡		322.03㎡
西川副公民館		571.60㎡	30.00㎡	集会室	227.50㎡	和室	82.92㎡	研修室1	16.09㎡	386.81㎡				154.79㎡
						講習室	45.90㎡	研修室2	14.40㎡					
中川副公民館		654.89㎡	35.19㎡	大研修室	132.49㎡	会議室	41.41㎡	和室	28.98㎡	202.88㎡	80.74㎡	54.65㎡		281.43㎡
大詫間公民館		367.00㎡	36.00㎡	洋室	153.20㎡	和室 (21畳)	49.20㎡	洋室	40.00㎡	242.40㎡	34.80㎡	43.40㎡		267.66㎡
東与賀公民館		400.97㎡		和室 (55畳) 柔道場	108.50㎡	洋室	144.00㎡			252.50㎡				75.97㎡
						和室 (28畳)	72.50㎡							
久保田公民館		1,241.78㎡	29.37㎡	洋室	108.39㎡	洋室	56.16㎡	和室	37.28㎡	201.83㎡	132.00㎡	62.06㎡		816.52㎡

【2】生涯学習施設等

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		和室・談話室		図書館 (室)	サークル 室	視聴覚室 天体ドーム	多目的 ホール	その他
		形態	面積	形態	面積	形態	面積					
星空学習館	828.82 m ²	星空学習室	61.76 m ²	創作室	48.80 m ²	親子談話室	37.09 m ²	19.00 m ²		16.61 m ²	235.92 m ²	360.84 m ²
東与賀農村環境 改善センター	1,436.01 m ²	星空資料室	48.80 m ²	調理室	109.60 m ²			24.00 m ²				714.41 m ²
		洋室	216.00 m ²									
		和室(44畳)	108.00 m ²									
		洋室	144.00 m ²									
		洋室	54.00 m ²									
久保田農村環境 改善センター	1,439.50 m ²	洋室	35.40 m ²	調理室	75.40 m ²	和室(10畳)	17.20 m ²			111.20 m ²	624.50 m ²	540.40 m ²
		洋室	35.40 m ²									
佐野常民記念館	2,204.44 m ²	多目的室	153.91 m ²			1Fスタッフ ルーム	66.98 m ²	233.83 m ² 1Fコミュニティ 広場を含む	147.59 m ² 3F展望室		268.47 m ² 2F映像ルーム 展示室含む	1,276.65 m ²
		洋室	37.91 m ²									
		洋室	19.10 m ²									

【3】コミュニティセンター

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		収納庫	多目的 ホール	ホール その他
		形態	面積	形態	面積			
富士南部 コミュニティセンター	491.40 m ²	和室(24.5畳)	50.54 m ²	調理研修室	62.00 m ²	16.48 m ²	242.00 m ²	120.38 m ²
富士北部 コミュニティセンター	574.48 m ²	和室(24.5畳)	48.73 m ²	調理研修室	62.00 m ²	40.51 m ²	217.42 m ²	128.05 m ²
		和室(12.5畳)	27.84 m ²					
		洋室	49.93 m ²					

【4】その他施設

施設名	延床面積	多目的室、会議室等				個別学習室	和室	実習室	
		形態	面積	形態	面積			形態	面積
青少年センター	2,035.39 m ²	多目的室	198.70 m ²	小会議室①	28.10 m ²	53.50 m ²	24.30 m ²	調理室	63.30 m ²
		大会議室	123.80 m ²	小会議室②	30.20 m ²				
		中会議室	49.40 m ²	小会議室③	32.40 m ²				

相談室		フリースペース	音楽室	音楽練習室		その他
形態	面積					
5室 計	47.10 m ²	283.20 m ²	95.20 m ²	2室 計	52.60 m ²	953.59 m ²

施設名	施設・設備				
	研修棟	調理棟	便所棟	炊事場	その他
金立教育キャンプ場	64.80 m ²	30.00 m ²	32.51 m ²	27.00 m ²	テントサイト 30 箇所 (120 人分)

施設名	アリーナ	施設名	アリーナ	施設名	アリーナ
佐賀勤労者体育センター	1,085.00 m ²	市立体育館	1,221.00 m ²	スポーツパーク川副体育センター	1,176.00 m ²
大和勤労者体育センター	1,050.00 m ²	諸富文化体育館	1,449.00 m ²	三瀬勤労福祉センター	787.00 m ²

(7) 関係法律

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条―第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながら

の権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメデイ

ア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を

深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

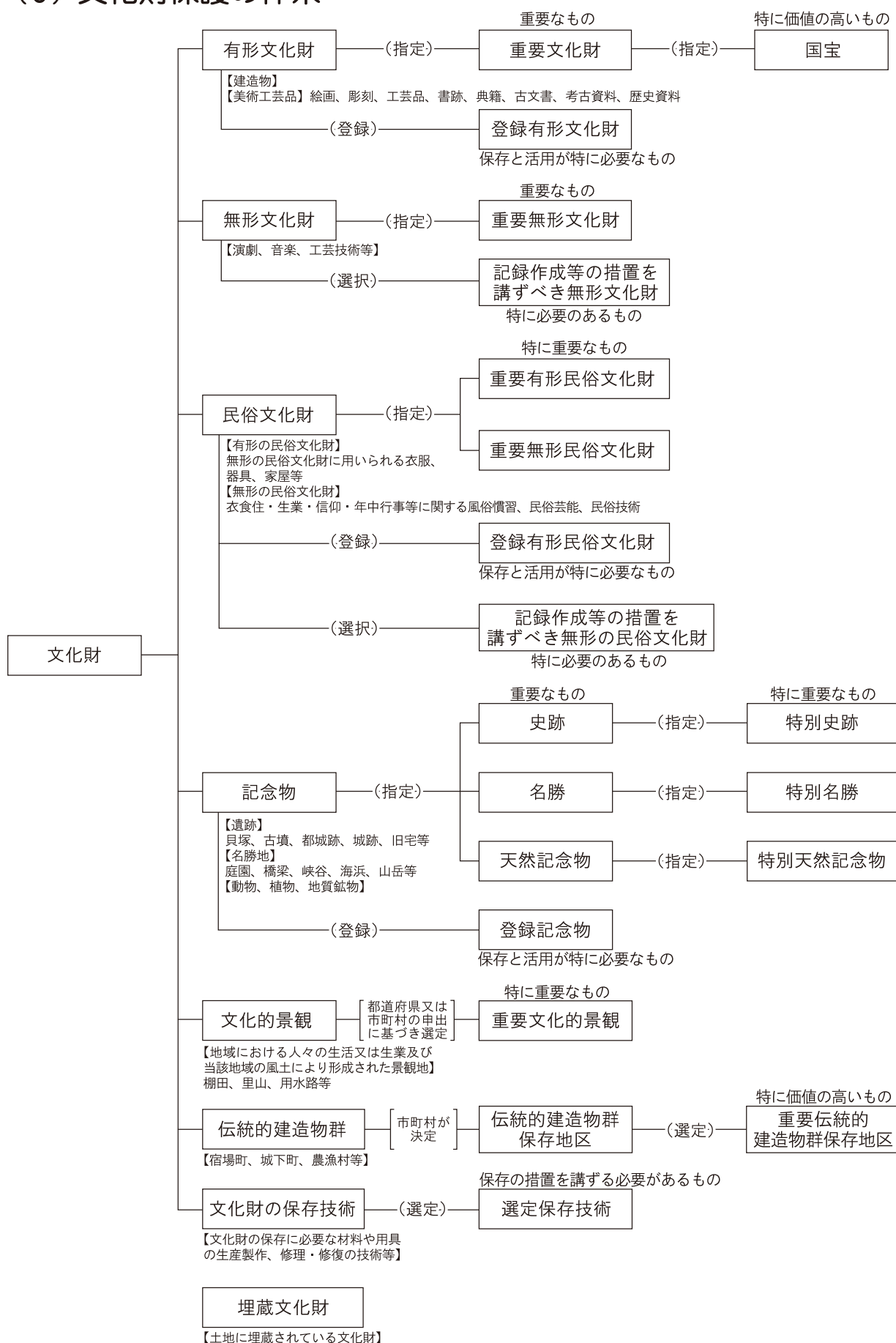
1 この法律は、公布の日から施行する。

（文部科学省設置法の一部改正）

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

(8) 文化財保護の体系



第3次佐賀市文化振興基本計画

発行日 令和3年（2021年）3月

発 行 佐賀市教育委員会

編 集 教育部 文化振興課

〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号

Te l : 0952-40-7369（直通）

Fax : 0952-26-7378

E-mail : bunkashinko@city.saga.lg.jp

第3次佐賀市文化振興基本計画は、佐賀市のホームページ（PDF ファイル）でもご覧いただくことができます。

ホームページ : <http://www.city.saga.lg.jp/>